代匠記

三上

共廿九

内閣文庫
和書 類
三二四五〇 號
二九 冊
二〇〇函
一五 架

431

内閣文庫		
番號	和 32450	
冊數	29 (8)	
函號	200	132

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

閣
431

伊ヤ　十二左
カリチノ池　十三右
舟公宣（フ子コクキカエリ）　十五右
博通法師　二十五右
クメノワカコ　同　紀州　三ホ
孤悲　二十九左
海若　三十右
ウレモノ　同
竹玉　三十七左

萬葉集巻第三目録

弓削皇子遊吉野之時御歌一首
弓誤作引
春日藏首老即和歌一首
即誤作郎
幸伊勢國之時安貴王作歌一首
脫時字
沙弥滿誓詠綿歌一首
脫歌字
大網公人主宴吟歌一首
網誤作綱
天平元年己巳攝津國

紅葉山本

經誤作經
天平二年庚午冬十二月
帥誤作師
以上以板行之本正之官本者九無誤

此巻四段アリ第一段ハ雜ニメ世ニワケテ云第二段ハ相聞第三段ハ又云カヘリテ雜ニシテ時代不分明第一段ノ雜ハ遠ヘリ第四段ハ相聞ニ又代ニワケス

雜歌

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌一首

雄略紀曰七年秋七月甲戌朔丙子天皇詔少子部連螺贏曰朕欲見三諸岳神之形或云此山神為大物主神也或云菟田墨坂神也汝膂力過人自行捉來螺贏荅曰試往捉之乃登三諸岳捉取大蛇奉示天皇天皇不齋戒其雷虺虺目精赫赫天皇畏蔽目不見却入殿中使放於岳仍改賜名為雷 王充論衡曰○

五雜俎云○ 山海經曰○本朝文粹都良香道場法師傳曰○金光明最勝王經巻第七ー

高市郡 みもろの山をいでゝ神岳といふハ雷岳といふより
初ハ神岳のミムロトミヘリ後人龍田ニヨミ合スルハ誤也
すべてかみをもいかつちといふなれハ瞻搥と

いふなるへしいにしへをさかのほりていひまて
は神とのみこといひて神世ともいへり擬議は
ちはやふる神をもいはぬ輩のこゝろはかなくおもひもゆかぬ
これいつくしくよせあるこそは神とのみいひそれに
それ源のゆへをいへり
易説卦云、動萬物者莫疾乎雷
天皇イツレノ帝ニヤ不知、壬申之乱ヲ云ハ誤ナリ、天武天皇ニ或本ニ忍壁ニ献スルヨシ見ヘタリ　サカヘハ天武ノ皇子ナレハ也
おほきみは神にしませはあまくものいかつちのうへにいほりせるかも
凡人のことはあるいはその徳の天にて又人を
神といふ　易繫辞云、陰陽不測之謂神　又云
子曰知変化之道者其知神之所為乎　説卦
傳云神也者妙萬物而為言者也　このふたつハ
いにしへより神國にて人の世となりても天子は神

右

まことに神のよしたかひておこなひをもしまひ文清ミ
つることは神をまもしくかゆゑそやかて神とやたて
まつりぬ　推古紀云爰新羅○孝徳紀云巨勢
徳太臣○天武紀云十二年春正月己丑朔丙午
○續日本紀にもかくのことき紀ことのりにあきつ
御神といひて神とも神ならとやまとのりてあまつ
あれそまつりしなれはおほかたかく一並なりい
みちれをも然おとされいふかひありて神をそ
まうしけるものこのいひかれしるまをちらる
此意モ神ノコトク心ニカナフヨシニイヒナスナリ
王ハ天子ヲモ申奉レトモ　ミニテハ諸王ノコトキ、亜皇トハカハレリ
まちとなりいつらもちろハ行宮をいへり須乃
雲隠　クモカクレトヨメハ
おほきみは
死去ノコトノヤウナレハ　シモカクルトヨムヘシ
天皇賜志斐嫗御歌一首　宮數ハフトシキト同

この天皇ハもとに持統天皇のおほんうたにこそあなれ
ハ老女よ昔物語なとしはへりてきこしめしゝとあれ
む女帝にまうしたるなるや志斐ハ氏也續日本
紀ハ云筆術正八位上悉悲連三田次和名集
云説文云嫗 和名於宇奈 老女之称也源氏物語
にも嫗よ人のやいとおいしらんおうなとつくりて
なりもいまゝ
いなといへとしふるしひのしひかたりこのころきかすてあれ
年ヨリテ亰クトキナリ古風ラシキナリ
おほかたもあらんにくきものにつけてもいろある
しなからみえていてえひそきこしめせとて
かゝるをもりしとおもひつゝかたしく涙前つとに
ナツカシクオホシメスナリ
出そかなしけれハこよろひくおほしめしたんなき

姓氏録曰
かくしけるこれかまて仁あつかりまつりかなてしあ
りしてかくしのハ涼めくらにきこえ人あり
辛夷ノ花ノコト心ニオモヒ合スレハ一入面白シ
しとおほくへ給ふ不聴乃聴ハ聴ゆにおもす聴
詠乃義や志斐能爾とハ志斐をしひのと
よもよおもすこひのおもれりといつてとなり
キカテトヨメハ而ノ字アマルナリ
不聞而ハきかすてとよむへし志斐の氏よよ
きそしひとしのこまつり
いなといへとこれくとのれハこそ志斐文伊波奏之ひとつの
俗ニチヤウフカストニ云
数ナルヘシ
おもしろすふ縁ありしかせ給ひて待つれと
おほきさ山々おもきへしそれを浦こと
ゆかりてうれとのこ方人もしそかつりまいまる
そうくりてこひとれたるせたまふと私ふの乃

是ハしそといふ句なり、のれとこしそいはましの是
えたりかくらうかいへりこれといふなり、句をいふ
ゆゑハ志賀伴波奏をとゞひてハまふせといふ題ハ
あやまりゆゑなり、いふやと無サするゆゑなり、
これをハ志やハまうしすとも也んし、その後ハ神功
皇后紀〔四十六年〕云、爰斯摩宿禰即以傔人尓波移〔野私〕
與卓淳人過古二人遣于百濟國慰勞其
王、此移の字ハ伴と書れしく用ゐる字なれハ
伴をも野とよむへし、移乃ひらかなにて
那乃字をつけて私と頌しよみハ、和名集より
頌のひかれたる田〔矢〕邊〔公〕か日本紀の私記なれハ
此集并文選序等の字ニも志かといはれ来りける

とゝもわらきくこゑたなれのくこゑへつちたふあみ移母、
とゝのふるいまとかみをつけられとも、やくとよむへ
し、まこの集に、やとふいふ和の字をおくれとも、
同韻おほへなり

賜答トモニサレコトナリ

大宮乃内まできこゆあびきすとあこととのふるあまのよびこゑ

一首ノ下ニ難波宮作ナトアルヘシ

此うたはたゝ一首とあるを下に一首とそ頌の
[illegible]

右左京職ニナソラヘテ難波ニ攝津職ヲオカレタリ桓武天皇ノ時代ニテハ昔ノ仁徳ノ皇居ニナソラヘテカリ
ミヤアリシカレハソレヘ行幸ノ御供ニテヨメリ是ハ意吉麻呂文武持統ノアタリニテ其比ノ帝ノミユキノ
時ナルヘシ大和ニハ海ナケレハ必難波ニテノ作ナルヘシ難波宮ハ今ノ西ニ津ノアタリナルヘシ

[illegible]
網子ととのふる[illegible]

アコハ網ヲ引時ニ手傳スル人也

[illegible]

右一首七ら訓ハカリカケルヲ此下ニモ多シ又オ十三ニ多キナリ

[illegible]

長皇子遊獦路池之時

第十二ノ巻に、とかりちの池とよめるもおなし所なり、いつれの国とはさたまらねと、〔是モ大和ノ内トミユ〕よき皇子の出〔遠国ヘ遊行ニハ出マシヽマサヽルヘシ〕てあそひ給はむには、大かたは近き所なるへし、藻塩草にもかりちといへるは、あやまれるにや、此頌にも まて知へし

けふもかも鳥かりしける小野にも —

〔クサトハヨムヘカラス池ニ草ハ在ヘカラサルナリ〕〔タカヒカルトヨムヘシ〕古事記曰 —

頌にかり路の池に狩てまして [illegible] へしこそ

をかりてつけけり、〔文武持統ナトミノ其代ノ帝ナルヘシ〕典薬式、延喜式云、五月五日

〔五大王〕

進菖蒲生蒋

大膳式下云、五月五日菖蒲料

粽料◎菖蒲十一圍 生絲三両 珠 掃部式云、

穉以將食薦一枚、かゝれたちまち紀にみえたる料 [illegible]

けふこそ [illegible] は大かたこの [illegible] かりの所なるへし、云ては今は

いの字は皆例の發語のてにをはなり、ことに

神武紀曰 —

第二にも見えたり、鳥かりの頌にもいひたり〔ミツハルナリ〕

大統をのあひたに [illegible] かりの所のこと

その名にこれかれるへし [illegible] 天武紀云十一

年九月辛卯朔壬辰勅自今以後跪禮匍匐禮並止之更用難波朝庭之立禮

我國俗云妻側目而視側耳而聽嫂蛇行匍伏

蛇不直行伏音 匍匐匐伏地也 四拝自跪而謝 [illegible] 廿六とかけるは

〔シジモノ 武烈記ノ歌ニ見エ〕四つゝのんなり [illegible] 字を二とかけるも

このうちふりかゝれ [illegible]

をかみて [illegible]

〔拝ヲフスト云訓ハナケレトモ拝礼ノ時昭臥ハ如此ヨメリ〕匂會云

[illegible] 引出てめつらし

きりの御まへにすゝみてほめたてまつりはいたなり
恐カシコミトヨムヘシ、恐致スルヽ
稽首拜手よろこひたてまつれることの
そことあるも御形　天見如ハ長皇子ヲ申奉ルヽ
久かたの天ゆく月をあみにさしわか大君はきぬかさにせり
皇子は御ものにほこらせたまへるきぬかさをまいられ
月ヲキヌカサニシ玉フヲ上ニアミニサシトイヒテ下ニ蓋トハ云ヘリ
る御はかりとて天ゆく月をあみにさしてきぬかさに
楚辞ニヨルヘシ
かさたりとよめるや、もちろん天ゆくことにて
皇子ノ徳ヲ云ハントテ上ニ月ヲキヌカサニサストハイヘリ
くらゐのほとりへや、みそらにもあまのはらへ下
垣攘菓よりのた大君のその月を御さへのつな
まつりけてあそひつきことをそめんとある
そのしはあるにさしとあるを見しれぬるものや
和名集云、兼名苑注云、華蓋　和名岐奴加散　黄帝征蚩
尤時、當帝頭上有五色雲、因其形所造也
令義解第六儀制令云、凡○
すめろきは神にしませは真木のたつあら山中に海をなすかも
此皇ハ長皇子ニアラス天子トミエタリ
山中にしてうちあけれ池にはそのところほとせたまひけると
君にかうこれそ君の徳をあふきてまつりて神と
て御しつかはこそかゝる山中よりもひろき海を
あたなるさをたまへと池をいへるもみなまことたるさ
ましらのかりのあけも羽獵賦序云武帝廣開
上林○文選鮑明遠代君子有所思詩、築山擬
蓬壺、穿池類溟渤　まきハ披なりしやまの
和名
まき披ナリ
あらきのたえれて御かり
瀧の上の三船の山にゐる雲のつねにあらむと
吉野

雲れ記滅にかゝなるまゝにとくあるハ我も常なり
あらんものとハおもハすとよ方ふたゝまへり身ハ一
世の栄乃身の常にあらぬれとこのあらたに浮世
こゝろこゝもへ山のおりゐるもゝあとの常なり（シモシロキヿアレハ必多クカオモハルヽモノ也 枕草紙三千ノ剣紙エタルナトイツニテモ居タリ思トおもふルニ日）
ねつとなをあけらぬ物たゝまへしし、文選ニ漢武
帝秋風辞云歓楽極兮哀情多少壮幾時兮奈老何

春日王奉和哥一首

文武紀云三年六月庚戌浄大肆春日王卒
遣使弔賻
おほきみハちとせにまさん白雲も三船の山にたゆる日あらめや
きこゆ車をさんてかこつあるのハいひ合ひとつはくさ
けふれしといひわんやうに物ハいかにもたひそかれ

弓削乃皇子ハ雲れつねならぬよをかせてよ方せたまへハ
これハまことにたゆる事なくたとへにおほせてつね
ましますへんといはひまつる

長田王被遣筑紫渡水嶋之時（タキノウヘトヨメル哥ノ奥ナリ）
日本紀第七景行紀云壬申自海路泊於葦北小
嶋而進食時召山部阿弭古之祖小左令進冷水
時嶋中無水不知所為則仰之祈于天神地祇
忽寒泉從崖傍涌出乃酌以獻焉号其嶋曰水嶋也其（仙覚抄肥後国風土記云 和名云）
泉猶今在水嶋崖也葦北ハ肥後の国乃郡の名之
きゝしことまことたふとく
くすしくも神さひをるかこれの水嶋
（薬師寺佛足石哥云 景行紀ニヨリテ水ノ涌出スアヤシクモトハヨメリ 神サヒモ此水ハ天神地祇ニ祈ル水故ナリ）

推古紀云
あしきたの野坂乃

ユメハユメ〳〵之禁止ノ辞也
湊渡擬族紀によらし方にゆりんとあるはあやまれり
ゆるみ乃まれしこれのれはしもまてともゆめ〳〵しや　ワカセコハ長田王ヲサス瀾ハ太浪ヘト注セリ上ノ二ツ浪ハ小キヲ云ナルヘシコレニテ集中用字深切也　石川大夫ハ宮ナロナルヘシ續日本紀云
隼人乃さつまのせとを雲ゐなるなん
神代紀下云一云狗人請哀之弟還出涸瓊則潮自息
於是兄知弟有神德遂以伏事其弟是以火酢芹
命苗裔諸隼人等至今不離天皇宮墻之傍代吠
狗而奉事者也　此ことのりとハ彦火々出見乃尊
をおのれハ山乃幸（幸此云左知）ましくて獵したまひ
獲物おほく兄乃火酢芹命とハおのつから海の幸
ありてよく魚を釣えてまふある時ふたりあひ
かたらひてこゝろみにさちかへせんとて弓矢
と鈎とをかへられ給ふにおのくその幸をえたまふ
ハそこのいくいそ弟の尊にさちをかへしてその
釣鈎をこひたまふに弟尊鈎を失ひたまひてなかめ
給ふにあらしと新鈎をおほくつくりてかへしたまひ
けれとも兄いかりてうけとらずしてせめけれは
彦火火出見尊うれへてまして海邊をさまよひ
まへる時塩土老翁といふものあひたまひ
てそのことを語りたまひて海神の宮にいたり
給ひ海神さまくにもてなしてつひに其のよし
をとふ時尊ありし情之委曲をかたり給ふ海
神あまたの魚を集へてとひ給ふにあかめ
といふ鯛のくちのほとり口の病ありてまいらぬをめし
ひてみてその口をさくりたまへはせちの鈎

そ給ふほどそのほとりに有る海神乃女豊玉姫を娶(メトリ)
て海神の家にとゞまり給ふ事三年になりぬれば
ふるさとのしのばれて猶釣針のゆくへ尋ねまして歎け
きこしめして豊玉姫きこしてその父乃海神にかたり
はかられけるよりて海神はうろくづを集め天孫(アメミマ)の鉤(ツリ)
を捜させんとおぼしきまゝにまいらせたまふ
らんとぞ申されける彼鉤を奉りて教へ申さく
此鉤をもて兄にかへし給はん時ひそかに此鉤を
貧鉤(マヂチ)といひてあたへ給へと潮満瓊(シホミツニ)と
潮涸瓊(シホヒルニ)とを奉りていはく潮満瓊を漬(ツケ)たまはゞ
潮忽にみちなん是をもて溺(イニ)るれば兄を
かはしたまへしかし兄悔てあやまりをたまはゞ

[illegible]人は其文に潮涸瓊を漬たまへば潮[illegible]
よ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
帝舎の[illegible]
入讃ク 文応元年大宝二年[illegible]喜式の[illegible]
参貢[illegible]日本[illegible]

こゝまん附会して潮涸瓊を漬まつて潮おのつりひ給ふ
むらくたゆやまし行りて見ておりつくさらひなん也
天孫此海よ万々世たまひし時さ程の門ら文のを
そく火酢芹命をうらひさまつり日本紀よ隆
ふさたなり我今略をとりて事の始終をあら
せり彼ク孫りと日向ノ天降つまりして於らしも
（薩ハ韓ヘ广ハ付字也韓アル出見尊火酢芹ナトノスミ王ヘシハカク名付ルト見エ）
りり給ふよ日向大隅薩摩よ火酢芹命の子孫しろまりける
（見林云隆妙観或ハ作薩ニ力レハ隆薩ハ同ヲ隆ハ山ノケハシキ処ヲ云ト字書ニ見ヘタリ此国山国）
るりしを種烈なる事と集のよしと風ミ見よてしり丘のんと
（ニテケハシケレハ名ツクルヲ）
薩男ニも薩人ともいふを薩男薩摩人とも云ふ聡明なりて隼
人のまふまもはつけりりゐとらつゆき矢とらつ矢とりても
さらつ人の奥なれてなり　欽明紀云元年三月蝦夷（エヒス）隼人
並卒テ衆帰附　天武紀云十一年秋七月壬辰朔甲午隼人多
来貢ニ方物ヲ是日大隅隼人与ニ阿多隼人相ニ撲（スマヒトル）於朝廷ニ大隅隼
人勝之　文武紀云大宝二年冬ーー　延喜式の中よ隼人式あり（ハイトミハ音便上ニ云）
節会の日ほと狗の吠のまねすることあつてこれり隼人ふハ於
を顔りてつきとなるり今のこ方は顔よ文しる田玉作者とあるんは
いきまつるへ位り次すれて水鏡ともなけとあるとふまんてまり（一名アルセトナルヘシ）
それまとうりて音よゆかつのせとせうし従とつしそ也まハ宮
庭のよくるつく家やりとりけり衣なしさへのんなりせハ宮の房（ナスハ如し）
ふろりなりいつりおよねそよ隼人のせよあいさほまあゆりは
よの潮よ猶さすなりゆりいれ附しいつ月れさとるすり（サツマニ至テヨムニアラス外ヨリ又ヤリテヨム也）
おりしろくこ申すふかゆてそ

[illegible]のはらからに[illegible]海神乃女[illegible]船を要（メシテ）
て海神の[illegible]

[illegible]

大宝二年[illegible]

（[illegible]）

[illegible]

参貢[illegible]日本[illegible]年入[illegible]

延喜[illegible]天慶[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

川のさ[illegible]

奇句會云—
奴鴒ハ[illegible]

ヌシマ土佐日記ニモ出タリ
[illegible]

野島ト同処ニアラス—
[illegible]奴鴒[illegible]

舟人第十一
又[illegible]

[illegible]今の世[illegible]船頭

なりきこゆといふハ前の守君源といふ府のまへ
とかれよかりしを弟しけるまにもそのこゝとつきさ
とかれるハその事をいふへし漁父とかきてもしきさ
にもあり那宗紀にハ家をもとかきてふまことよあり
なりのわかをたれもの人をいへり舟公宣とかきて
私云
宣ハ遊也ト字書ニミエタリ遊ハトヲルトヨメハユクト云心モ有之
ふねこくまゝゆくとにもあり営明なるかきやうや
り字の落たるにや舟公ハふなきみとよむへきにて
ま字の落たるにや宣をゆくとよめるハ悪てし
いまゝく字のあやまりたるにや又ゆくへきハ哉なりけり
抛してのへハこの所より流の音ハおそろしくゆゆ
る也舟長ハ目線よくたのむよりの称ハよわよ
かしんともんさくわんてあるやこりつきかりてさても

さてもはしてこ好鴻をはしてこれ出てゆくなるかな　ぬ
彼ヲオソロシクヲモヒテコモリエヘ舟ヲコキカヘルヤウニモキコエ惣シテ解シカタキ奇なり
流をしつとといひてハ大ことハ流をおそろしかると
いふんなれともよのまゝ人を流をおそろしくれ
りふのといふんまそかなしかりけれるを海よあつす
まかりにねかなるとて
交易もしハ交易すれしけるに醍醐といふんまそつけ
ら派けるを新指ま之宗旅かよふてひ哉なる
ミヌメノ澄ヲエヌ之
まハ餘るをとりしまとはりとしまともうきしま
タトヘハ新松遠ノ比ノ人昔ヨリノ誤ヲキヽ居之
ふねめとといふてたつしわすにものまじる
訛ヲ又出ヌホトニヨミナラハシ来ルヲ改ナタリノ其上トミニ〻トヨニ〻レサルニモアラ子ハトゝ若沖
わかしおやすりてともそもしりしよ紀く
なりくし二字なりし是音読りて用ゐや濁て　南集
ニニノ音ノ時ニリムト通ス
しかきてきりきといひけ此葉よ珠海とかきてちねの

うらとよめる例まて敏馬をとみぬとよめるハみぬめ也し
此集に三犬女崎[illegible]としかられてもし万葉によめる
かゝけ集を姫路のくにして一首二首残りんてふ
ともろそあやまりし知へし　此たねあて津国
なり津の国に若路歌もあれともそれともわきまへ
まされたるへし　淡路をハ是津[illegible]に津の国也
行しなまつりハあやまりせたまつり[illegible]此下に一首の
淡路ヽ
私云玉モヤル不見女トウケタル兄ジヤレハ女トイハントテ玉モカトイヒテ心ハ旅ナレハ女ヲモ久シク見ズト云心ニヤ
[illegible]を[illegible]られ[illegible]あるをとして[illegible]
[illegible]とあとのこいふり来ていからそ[illegible]ひをとめ
乃まよめる哥おほかれとこゝに[illegible]
粟路之
粟路之野島の浜風に妹かむすひし紐ふきかへす
粟路ハあはちなりとまたもとかんなれあつハ[illegible]

乃人とよめて[illegible]をとくに[illegible]あれて後の人まし
もたりねハきく[illegible]おほし後の字なれそ
[illegible]よむし[illegible]あれねとこの字残りへて後の
人[illegible]て又後の人をまよひし[illegible]め[illegible]六[illegible]の
長るに淡路の野島の海女のとあるまきへあるを
[illegible]つけいらされこゝていふときくちの字なり
[illegible]今を今のとすそてあるひとい[illegible]時もまし
旧事紀ニハ吾恥ト云心ニテ名付タリヘルトアリ
神代紀上云及至産時先以淡路洲為胞意所不快故名之曰淡路洲これ神代の[illegible]大にまる時太
[illegible]の國をとりまんとおほしめすたに小洲乃まつ生れ
[illegible]ゆゑにんよりす[illegible]おほし[illegible]しんのゆゑあつら
[illegible]よて吾恥のんなりとい[illegible]をとの[illegible]もおほし

やうにかけりけるもあるいは字就ありつまさまいえし
お米和出よめる字かなくしてもろこしの文字とりて文字
ようなるは言洲かうまへ附のよろしかるまとさとして
國史よりはじめてこれかれ是は魚をとりて釜にてまれ兎
をとりて踊とするつかさすことも此出の書く音馳のへかどへ
いちくみ乃字あるへきよし千載集雑ノ下顕輔の旋
頭よおかつなちの世鶴の湯れ淡凡よいるひとゆむし
（凡雅集ニ）
妹の影のとおもうけよしゆとわかれ旅ゆともあかしく
らとふりんかよつかえ人丸のおもふよいされりかるいと
あれはそのけの事しやとなりひてくはますまさりか
まや近米凡都字名也なりとひふ抑よ安房近江淡路有ニ同
名ことい つかは三ケ國のなあひとつ近江相中の方よ同と
らく付ずしして淡の人はかまとはかりける方の人は淡凡
のいちと吹近すゝつなてその細を結ひし妹とすし
しくあひ出るかなりけらし
んなとよめり稲日野ハ印南郡可古乃嶋ハ加古
郡なりかこと名付るよしハ景行天皇七年これをかりよな
このあたりを御覧してかれこれかこそ鳴けれ
あられそのかこといふかこの郡よ應神紀ニ
て淡とへしそれかこの名をも太子の淡すりて
一云 湖かんとハあるなにかとの淡をゆくとかきれ
（阿野本作湖ヲ用ヘシ）
湖時のかくさりは近ハいかのかをゆるんすそんかとせ
を思ふなり
とりかさのあひしのあひて入日のとよきかとそんあのあかりにす
私云為火トカキテ炷トヨメルハ留ハトヽムノ中畧ニテムトモト通スレハ添字ナリ

あはれのみぞくらし一
おとこハ松のあかりあるとへ乃落葉をかく
かさそはけれは第一をあたへ乃落井ら泉と
いる所につきそらしくてそらの落江の浦と落井 摂津 ハリマ
和名鈔云
乃浦とをよめり音通すれハたかへし鈎ハ鈎の
字なれハあやまりたるへし たゝし鈎をそつれて落葉を
わすらけるにや 和名并日本紀 白水郎ハ此集に白水をひきわけて泉郎
まもれるとハありけらしまい つゝかれけふまて給と
わすらりわりや たちのはそのふへし入る事泉わもつて
鈴木 和名鈔云一
らりうるも切なりもは泉鈔等もて白水ハ泉の字を
門給ふる此乃へしは此方なる例なかなれ此集に多し 一本の
白くくてゝ白くくれ哀衣うり
乃給ひそこはれてかきくもるやくしゆきそへ久に世
おりくてはやしおてしりさにいつる花雲のまにむま
きれいりうとしりやりまそらわしくにひらん
ゑをよめる稲日野ハ印南郡可古乃嶋ハ加古
郡なりかくこと名付るよし八月七日これをかりきな
このあとを郭とそこれたうられりたかとろの明わか
あはれそのうこといふくこの所に應神紀を引
て宿をかくしそれろこの名をも大きなる宿すり
一云瀬なんとハあるなにかとのしほもゆとにうり
阿野本作湖ら用へし
瀬時のかくらわまハいへる船をとりんすそへるとそ
をおもふなり
とりしたもありしのなりて入日かやさへ説きなん事のあとり
私云多火トカキテ炬トヨメルハ留ハトヽムノ中略ニテムトモト通スレハ添字ナリ

あはたゝれぬるかくらし
いつこへハかの？ありとおもふ人乃前にてよ
合ひて？ゆき？猪名？

餘本

常ハいなみのといふを此ハ稲日野とかきたり同
カナミヒトカキテカナシミトヨメリコヽモ其例ニテイナミトヨムヘシ
韵乃字のそゑきたりゆゑハいなみのゝ乃をおもひつく
てるゝきに又たすをもひてかやうしんゝよみしてかて
いなひのもゆきすきてそれに

乃偏のいゆれんかま人もなぬくゆきてかんなぬ心
ありへていやしまこゆきにいつる左右のうまにむま
きあゆりしとぬやうそらぬさぬくにひろ
わをとらあり稲日野ハ印南郡可古乃嶋ハ加古
郡なりかなしく名付るよし八雲七書にそへりとな
このあさぬきにとゝかくれてとうしかくるかなとこそ鳴ゆ
あかれそのゝかといふうこのあまれ應神紀をよ
てはゝへしそれゝこのなみそ大なみ須すり
一云湖乃んとゝハあるなにゝとのしほさゆとはれゝ
阿野本作湖乃用ヘシ
湖时のうつらあまハいかゝ？を？んすそんかとせ
をおもひけり
とりしたちのあそかりのうち

私云為火トカキテ炉トヨメルハ留ハトヽムノ中略ニテムトモト通スレハ添字ナリ

さりけのとハ此歌をうたひにいそりて、かまち月おろ
しれどもいそいふことくおりしといへんとそ明り、
なぞハ阿波國風土記ニなをとゝいふなりはその
浦浪の音、やむときなしよりてなをとハ
いふなり也ゆゑはなさくれたるをハ奈渋といふ
といへりこれも

オホトトヨムヘシ、古事紀云――次下ノ哥ニモアカシノトトアリ　ナダハ仙覚点ニテ古点ハセトナリト云ヘリ共ニイカヽ
この國よ奈渋の浦といふ所ありてその名のゆゑといふ
かまつりけるよなりといふは大門とりかへんかへるとし
是ハれつとうがよてられとうや家のほとりなるとあるは
此時ホノくトノ哥モヨメル也
うんなとつけおやまむかなりこれかその六首は左之
ミズトカミデトカヨムヘシ
の國へくだりけるのおりへしるしてつらしくわらすは
イル日ニヤ　此歌トモハ田舎ヘ下ルトキノ歌ナルヘシ次下ノ歌ヨリハ都ヘノホル時ノ歌ト見ユ
の歌はくだりおもに二ぞおかれたり
下のうたいなれからちとこゑくれたるわしれとよりや歯とへ歌
阿月けるはごしまはで離とりけるゝ文三級で踪けてまかりけるが
此田舎といふ所よ都のかより書てけられハおつけれと
ヒナ
いつり天の字はいつてもどもよてるといひきても歌ある
いづり此集よ田かけるもまじり、文選王子淵聖
主得賢臣頌ニ曰今臣僻在西蜀、サカリテ　史記張儀列傳曰今夫

蜀ハ西僻之國而戎翟之倫也、陶淵明雜詩曰心遠地
自偏、神代紀下に下照姫の哥もあまさかるひなつめの
と、仲哀紀に神託の詞にも天疎向津姫命云と、
和漢ともにはなれたるをきはめて天さかるといへり、されハ
かといふはなかといふ詞とおなしく、かれ字とよこなりて
のひきくさかれるといふ説ハ男(?)へりす、古詩に相去萬餘里、
各在天崖、今のあまといへるこゝろなり、こひしれくと後には
こゝろえてあらぬえらひとて詩人をはのこおもひいれとやの
夕とうけはこひしれとそへふくはひとなれにけりかよりて
おくのわたりの詩の句ハ第二に載てもてなされぬされと
新歌集(?)ハありてのほかの詩前書後書ハいつれより侍りん
書よまずとおれ詩(?)とおもひそのすまとはいつかとくやまと
ゆりつめんとむいてくるまありのとよりやまとのこされ
らゆかとひろふんもひとれやといふ詞をもつてはしも
いかなしてきこし侍り、此やまと鳥といふ名と言(?)よりこり
凡よはいふ名前のあかしと枕の詞に稲字掛に漢語に載(?)て
こともあらやまりあまつくしへ下りたまはの子もやまとし
まほかしとあれハ明石の門といひし稲石の海とらきあをせ
ふるまよりてまとつるそうりやまとの國はかた處ハ此かくて下に
おりて筑之胡(?)合村角鹿津まてとまれりけるに
第作憶良ノ唐士ニテヨマレタル哥ニイサ子トモヤマトヘハヤクトイヘリ
惣テ日本ヲ大八嶋ト云テ皆島ナリ、ヨリテ和列ヲ大和島トハイヘリ
おふさかをのうけてしのひつやまと鳥根といへりいかんや
又うちのうえのしいのうへとさひしすてされし
これしもやまとおりしいつ此うちもやまとのこいひてなりと
いは汲ホ十あまり豊前國下毛郡分百滿しておのこ方、

倭島

まうれ京のおきなへまうでしいさゝかえんありしてとりせ
やまとしまらんとあるハいかやまとの出なりへやまとハ
いにしへの事つきさ南ハよわりてみし給とそなりにしく
ゆくとさ方のならひまとよふあらやまとしと給と
つぶよあすなのへ神代紀上云及至産時先以淡
路洲為胞意所不快故名之曰淡路洲廼生大日本豊
秋津洲云〻疏曰秋津ハ一洲云〻うまはやまと何とりよ
まはつの国かくらむとこれハ葛よまなきへてこゆとも
いふへし
一本よすと何よりみゆといへるハ初よ又へもかくことしをけくはは
家のありしゆとありけ門の字とあ字のあやまりなかぬ
へし

氣比古麦記云
夕ひのこまにハよくありかりこそのこれていてこゆあり
のつりうな綱ハ首のあやまりなるへし日本紀も首の
字なり由緒りしらぬ給とも字のつゞき首よりか飯のん
ますつけるなりへ紙前国敦賀郡なり よそ海

庭ハ海上ノナキワタリタルカ庭上ノ如トミ心ニテ名付タルナルヘシ才十九ニ舟ノ上ハ床ニ〻スコトヽモヨメリトカリ日和ノヨキ方ニ〻ツキテ云〻し

とそてほらりのうこといつり荊ことしこうそ抱かれハ

古事記云
うらとといふなつらんとよるなり才十二も草枕旅よし
とおかりこものこれて妹よしひぬ旧と明し 石花

枕草子云
糸まもまとこもれ乙ひ乱て氣子と妹しからめや人
しつりまはかる鉤と混りて鉤よ悦ありて和名集云
唐韻云船艋 責猛ノ二音和名 豆利布袮 小漁舟也 今はあまよりてこゝ
入麻呂 綱おへもなしもれりかまや淡の人へとそ二そ三そ
よりあ首百そもつのひとし一字知あのひと給知そ

才十四東歌ヲミルニ防人トモノイタレル其処ニテ其処ノ名ヲヨミテ他ニ不ヲヨム丁ナシ

そなはんねさらむしらぬ雨とおりひめくつきぬる
うくはもしうれ苔の人にはくもの雨よのそらて
集中兎業ヘ一度近江ヘ一度石見ヘ二度ツモムカレタリト見エ赤人モ其処ニノタハカリ入エ
もねまことれとも雨おはうてよりま
いんや甚方く浪おりよそまりかるなれハあれまうんよ
ろるすみしとい〜も海おほあかりむし〜もりとるむる
ムコトハ其処ニイタレル人ノ人麿ノ歌ヲ誦スルニヨリテムコトスカヘタリトミユ其誦シカヘタル歌ヲ又コヽニ入ルコト
一本とはちかうも赤人あらもむし　海のとあれハおのかなよ
も唐伎古歌ヲ誦スル内之
不審此歌誦シカエル歌ゴヽニハ入マジキコトヽモ
あしのとよりやまとは浪うんゆとかう讀つうれと
むこの浦のおんちしよんちしとちやまうちしゆるうちしるやうる
つりふねの出たると浪赤人もよくつぐとあ人雨ほして
枵かおむ人麿か名日かひのうちとあれへ二そハるまれ
うちおちえりり
ありつくてのうくし

天降付――
阿りつめくハおあありつくあり天くてりつてといふくかくり
未布切年まもはあむりつてとふまつきとこてのよろうひ称く
三みよとあしておとりとはいてりこの葉まあよいりりて来ん
カミタツトヨムヘシサナヒクハルトヨメル心トオナシ
よ家ねの須々ちよあよ安母里麻之といてりおほのつきなり
ふれハこてよしみずりく山ハ神代よりなるなよ山なり
古事紀天香語山命コレニヨルトキハカコノコニゴルヘシ
神代紀上ニ云亦似ニ香山之真坂樹ヲ為レ鬘ト云々風土記曰天上ニ有リ山分而墮地ニ一片為ニ伊与国之天山ト一片ハ為ニ大和国香山トりろ
こうしのてうるなりあり博物志曰泰山一日ニ天孫言為ニ天帝ノ孫ニ
也主ニ召ス人ノ魂魄ヲ東方萬物始成知ニ人生命之長短ヲありり
池波
池ニ波タツコトアルニヤ小キ浪ノコトニヤ
ほくといもてふよ有りる山のあまりりりの為千ト木のくれ
木ノメイデヽクラクナルヲ云コノトヤミニ
ノ云同シ三四日ノ比ナルヘシ
しりかとはのしりりそ木くしくけるといふり
カモツマヨバヒトモヨムヘシ又鷗ヰナ六ニ鴨ノ類ニ鷗ヲヨメハ鴨メナルヘシ
李嘉祐詩曰江海鋪ニ浅水ニ山木暗ニ残春ニ鴨妻喚ともれ

つゝとよまりゝあらとりよるはおほく舟もまくもの

奥嶋〔此ハ方ノ字ヽ池ニオキトヨメリ〕

あくれはあちむらのけくとるほくさありちらいてゆかよ（アヂノムラトリトモヨメリ）

遷都后古マニナリテサヒシキテイシヨメリ尤注ニ見ユ

ふるは 韋應物詩曰野渡無人船自横鄭巣詩曰

秋萍満敗船ニ

潜為前ニツノ詩ハコヽニ引ヘシ

䴇 ─ 榜 ─

うつふとしとしるし 高部毛 和名集云尓雅集注云䴇音弥

遊山ナトモスル人ナキヲ云此舟ハ捨舟ニ

一音施漢語抄一名沈鳥貌似鴨而小背上有文

云多加閉

鉾榅 何時間毛イツノマモトヨミテイツノマカモト心得ヘシカミセセハコトニテハアルヒヒヌルコト云ヘシ

ほこそよとしるしすふとよまれしと音よよとて

内膳式梓橘子ムトハヨマレズコレモホコトヨムヘシ

くらしみ川とまるみ一とこりくらく枝のなくてかみとてほこ

伊豆国

のやうなきことほこすさといふ加へ ─ 榅の字を榀よつく 二書トモニ本ニ从フ字書ニ本ニ从テホコトヨムヿナシ

顕宗紀石上振之神榅〔ハルノカミホコ 榅此云須疑〕

わかハおやまり榅のうすすまよしるわ和名集よ未詳と

あれとものゝきんさふかふありくるるやとも日本紀よ出来

ましおふるしく見らり

都ヲウツシテホトモナキニハヤ杦ニ苔ノ生タルトニ

天降就 井龍ウチナヒクトヨムヘシ 才五才廿ニ記タアリ 庭タチラテウラヘトレタル春日トミ云ヘ

新田部皇子 佐夫之サハサヒヒ音通スル心ハ前ノ言ト同コキアソハントヲ思ヘト舟ニカサモサホモケヽハカナハストトモ捨舟ノ体ヲヨメリ

天武紀云藤原大臣ノ女氷上娘ノ第五百重娘生新田部皇子

聖武紀云神亀元年二月二品新田部ノ親王ニ授一品五年秋

七月勅二品大将軍新田部親王授明一品 天平三年十一月丁

卯始置畿内惣管諸道鎮撫使以一品新田部親王為大

惣管従三位藤原朝臣宇合為副惣管 天平七年九月壬午

一品新田部親王薨○ ─

茂座　是ヲシゲリニストヨミテ次下ノ字ニ木立モ見エズトアレバ木ノシゲリタル事ニ見ヘタリ

しけくすはあれとも　しきませかとして　しら
タカヒカル　ヒノヒコミコトヨムヘシ
しものはこらといふ神ケリ　すせはましすせ嘶り
天傳ハ則日也　来自ハ不来也　日ノメモ見エズ降来雪也　王之曰天傳来也　雪仕物ハ行ノ席也
遊佐宮居よ安穏とすせともあり
ユキツツハ矢釣ノ行宮アリテソレヘ往来ナドシタマヘルヲヨメル歟

矢釣山

此集よや清り何とも見えあり　聖宗記云乃君公卿
卅十二
百寮於近飛鳥八釣宮即天皇位といへり　やま
驪　字書ニクタラト云ヨミナシ　和名ニ鋭黒馬ト見ヘタリ　シカレハ下句ヲフリニカフ雪ニクロコマニハ井テ
タノミモトヨム
ヘシ心ハ雪ノフリ乱レタルニクロ馬ニメサレテハ釣宮ニイテマセルニミスカタノメテタクタノシト云心ナルヘシ
たかうるれこきちにのれつきて雪れはすまはる
ふきまりつゝつきよれり雪のふるおれちとき
なのしわしもしつとつかす

弓莫痍　いきれくて
これしてるとつみまひはこのいきこなきしひてつくゆ

イキナヘテトヨムヘカラズケナラヘテトヨムヘシ　才四ニ作アリ　私云イキツキテミテヤスム心ト見也　嵯峨ノ嘉ハ
又モキテミムシカニテハナキホトニ馬ヲハヤメナトクト見テユカムト也
疾ヲトクトヨムヘシ
忽よいふさへし此下に田口広麻呂死之時刑部
垂麻呂作るとてありうしく読られたり　妹とこの人
ともでたりそしそのるゝ形とを歳してもよめるま
や才二十よ太伯留女乃あまつりおそんするつゝしにと
まくた尔あつかま作られ海の字よるを讀ずし
とのゝ姆のやまうちの川の一
りのふと民姓おほまりの郷といやそうち川とは
つけられ千八百数のかまるうまて白國よはゝこれ
やそとともあまさまさこれ集にありのふ乃うち
川そうとももよありこれてとのふて皆民姓
あれてなうり獲物の稅よ天孫あまくてるとなまよ
此よ兵杖をとりして傍にまして天の物部廿五人

かきまり
當麻物部
荇田物部
馬見物部
久目物部
足部物部
等なりそののちにふのまくあひわかれて八数
ともぬるのふみかくし爰麻呂が附吉
野ちかられに集まりたちにをやそ民と戸
と奏すとかしてそれより術を行ひて常に浴
しめたまひけりてもろふ乃やそうち川とふ之
とよぶはひとりまうねてしかりしかれども川

不知代経　八徘徊ヘ十六夜ヲイサヨヒト云モ十五夜ニ対スレハ徘徊トタチモトオリテ出ヤラスヘ
不知ヲイサトヨムハイサシラストト云時ノイサヘ清濁ハ時ニ随テアルヘシ
網代　以呂波字類鈔　安自呂
乃いさよふわりしるきにはのそこになかれも真
きこえてれしかるのきこしりなくそれにわかれの
ゆくへしらずもといふ歌のゆくへもし
らすなりに感じて人の世にたとふるにもこれなりて
かぬしして說ありける論語曰子在川上曰逝者
如斯夫不舎昼夜今のことはこれなり
よりたものとをを孔子の逝川の歎とて論文にも
そのことを引きうるを宋儒にいたりて自漢以来儒
者皆不識此義とて物ぞしてきよしをゐ喩に
こころをそれより孟子にも徐子曰仲尼亟称於水曰
水哉水哉何取於水也孟子曰原泉混々不舎昼
夜盈科而後進放於四海有本者如是是之

取爾これ宋儒の心に似たれども聖人の諭と
ならぬなれば一隅をもちんすてゝ遊君船頭まで
とりいれて窮屈ならんとぞ思ふは故
端のことはかりてこそすれや春秋の微言になりて
游夏も一字を加ふるあたはさりしは春秋なれ
あらましてかくしもいふ仮名をやさしさんや
ならしくも婦女子の為にかくなる物に和歌あるまじくに
雨の夜ハたゝ物かたりもけさとものはなはなく大和のうた
古来以此名
いひきこえしもそのくたりとものこともきこえ
禅くわの物語にもいふてつまて三輪明神ま
しるハ新古今といひて心あらんしてそれ
なりハ三里山までしてあしかるらきにといふ
もおほつかなし　今案先にいへるごとく紀州の名所
なりおの傍の紀州に郷あるにやとてかたかた
杉のは鳥羽にむかふ河へならぬ所とてかの所ありて
やうにも移りて河のといふ所ありともいふ詞にあまりしあ
下出のとのまふこれよりておりしよ才七そよ
ミワガサキ
神のあるいはえてす渡しらぬいつこより陸かんとき
丈木梓大細工実家云
乃はかりし法海のまへ由あれは紀の国の名所をとつけて
まうして所を此本にいよいよかれらの歌枕のかりしるを所よ
かゝるは此もてあまして世人の云は秋風の心ともあるけと
この足のゆしん君よ延ねえかきとてよるかは牟漏郡
なりとさむかるの 日本紀第三云遂越狭野到熊
野神邑既至ハ辺よりの熊野なとふかまてはらぬか
とよみおほいてしまふれかな明のし

取尓これ宋儒のいふところに似たれども古人の論を

これしなんとて一隅をもちいんとすてさ趙君所記史

[illegible]

興稀ノ畧云[illegible]

[illegible]

[illegible] 日本紀云 [illegible] 三[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

先本諸大臣[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かりけれは 才ニサヽナミノシカノ大ワタヨトムトモ昔ノ人ニ又モアハメヤモト近江ノ舊都ニ至テ人丸ノヨミタレタルヲ思ヒ出テヨメル歟

さけくれとも いつしへありしゆへ天智天皇の御宇

時なり

私云 志貴皇子 名月能云

むさしひん

和名集云本草云、鼯鼠 上音力水反 又力追反 一名䴎鼠 上音吾 和名毛美 （俗ニノバシキトモ云）

美俗云毛 佐々比 兼名苑注云○䴎鼠飛生五枝鼠 なとし

もいふ、毛牧あれとも、いづれもまとぬゆゑに、常に

ゆきハ朔漢集ふも飢鼯性躁 憹く乱とつくり

本朱コヌレトヨムヘシ 才十三ニ此アリ コノウレノウヽ又ハスニナル 古語

出谷々詩ふも五枝鼯鼠笑鳩拙とも作まり、この

集中六才七よめうこよめりこれ梢のこともして

薩雄

よつきにかんつまりかてそうあまりにつとハさ

ケ分思フ処アリテヨメルなるモシ人ノ求多キモノ、却テ災ニアヘルヲ云テヨメル歟

きよらなる人のはつまれせさしいふやうにほのめかして
しかるひとはなしとるもいふ今ハそれなり
わきもこといへるハへのほとのあすかはちよりあるまり源侍
ひさこしハ妻なりいもいへの里ハふるはちなりしはよは業もちて
背ハ朋友又ハ妻ノ上ニモワタリテ云詞也妻トハカリモ見ルヘカラス
まうつる乃も人のいもしつましかあるにもあるまし
古家　フルヘトモヨムヘシ
ふるきも古家とうけハむかしとりふんなりかまいはま
しへといふふんなる哉源ハ河の浦なりとそ
河浦のかれたる時ハ君か形をよしにその源の主
東なる哉待ちぬる形なりハはせさしくすへし明日香
川ちら紀家のふるきも形して人家もなかれハ
アレテ久シキテイ
又十九カハスニモ
河浦なる待ちぬるちらしかれ君か浦のかに庭形とに
きてなき形なり源の今茶きも待ちもへしきらふ

はしハかりことわりてはやきてれものまへなるおりけ
しつきまされ妻し前侍のむすめ乃清女吉侍
肉親なるなり
阿倍女ら卯屋部坂頭一首　手之曰阿ノ字ノ上ニ手ノ字ヲ脱ス然レハ八部坂ハ人之名手
（三代実録云）
屋部坂いつれの國ともしらす
ものひまハはや神のものてうさしとやけてあらんきはまて
されさんとかゝまにや楢の葉かたに家紀様なす
とよ出しそて屋部坂ゴいつもてこゆるとそまけ坂を
カノサムハ源ノコトヽモミヘシ
もてハてかなこにわりハふるほとさへ見えてしと
おもひてくらいる時はぬるよりなよ女の心よ
こと彼かまろひとなりあやまきハおもひよるひまし胸に
やうらけらなりなれしさはなよそれもし人め彼も

ちかひて家にあまたありてこそましかハおのれくさう
きてむかしの此のりとおもひつゝかくして行へきさま
家をしあまたハきてこれハやくともやけあるえかく
さてやゆかんとけれハそふらはとさん見て侍る
へきおもひのあるとなれとしあられん一第二
よもゆかむもとりてつゝこそ綴まハいかといひしや
おりゐるくも又仕侍よ
家しもおほしあられん家へてまて見人のおもはそれなん
これをもて見奈すへし鳥羽坂の前とあれハそ
鳥羽坂まてよある家ともこそゆへし
旅にして物こひしきに山下のあけのそほ舟おきにこく見ゆ
赭 サホ二
丹をぬりていろとれるもとし紀伊綴あけのそ

ソホ毎ハ赤クヌル舟之第十四ニカ子フツニフノマソホノイロニイテヽトヨメリ一ニソホソホ同赤色ノイトキコユ
ほ船とよめり第十三第十六にもよめりさすかなる
ま旅にしてハ心ほそくて物こひしきハ故郷の
事なとよりけりあの人乃見けある朱乃そほ舟の
おもひよら紀伊のそこらにも家をおもしく離なる
をおもんもとの人や奈さりん哉とおもひねる哉
かなしき心をよりつ又山下ハ此集に山下ひかる
けしきれそこよあるも秋山の下ひかるとある
もたひろんまてりとおもて此ゆきハあけ綴のく
ちよ家してつゝんとて山下といへる
桜田へたつ鳴わたるあゆちかたしほひにけらしたつ鳴わたる
此桜田を紀伊の国なりといへるハおほきなるひかこと
ちかき尾張の国なれハ桜田もさなりけり

神代紀云其蛇飲酒而素戔嗚尊抜剣斬之至尾時剣刃少缺割而視之則剣在尾中是號草薙剣此今在尾張国吾湯市村即熱田祝部掌之神是也

景行紀云初日本武尊所佩草薙横刀是今在尾張国年魚市郡熱田社也

十六夜日記云ふ彼岸ヨリ

たましひあつたハさたにといふらむあたらし草の二千よ

東行集ニモヤマトニヽヒアフミフリミツクキフリシハツ山フリトアレハミノ名ニハ内ヲハナルヘカラス 近江

八はらこそをのおにかさゆひの方にありてかさねひ

近江ゆひあなかれりゆいかしてかさねひ名付

とハしりねそかまゆひハうるひあやまりかまあや

又ルホノ當然ノ景色ニテカナシクモ面白クモアルヘシ

コヽモ前后ニ尾张ノ名アレハ尾张美濃ノ内ヲハナルヘカラス

まわりくへし

いさ訊をそこきてゆけしあつたのはやそのまふかうさゆく

玉葉集 旅 新かハこきてめくれてあつくやと没

手回ハメクル、 玉葉集 将回 運トモニ メミトヨメリ

磯 蓢ハイソノサキ

らく八十のらけとおりくるハあやまれりす

十ニてよあつたの海とあまりやそし海の須の

トニリノ多キヿヲ云ヘリ

はよくれとよあらてそこらめへし 鵠ハ和名ニ云

野王案鵠 胡斗反 漢語抄云古布 日本紀私記云久久比 大鳥也いまハこのん

よ何すす鶴なり

史記陳渉世家云陳渉太息曰嗟乎燕雀安知鴻鵠之志哉

索隠曰尸子云鴻鵠之鷇羽翼未合而有四海之心是也鴻鵠

ハ一ノ鳥ならす二ツの鳥ノ名ナリト云 又

[illegible]命論云朝秀晨終亀鵠千歳年殊也 未詳

[illegible]

[illegible]

[illegible]

催馬楽桜田 是モ尾張ノ作良
和名抄云尾張国愛智郡作良郷 作良此二字和名ニ訓ナシトイヘドモ二字音ヲ用レハ決メサクラ也桜田モコヽナラン
けふらとぶたりは たちの例 あはし寧行の病すり
ナルヘシ島津田ト云ヘル同国海部郡ニ潟田アリ隣レル郡ニテ塩モミチヒアリテ田ナトタクツクレル処ナルヘシ姓氏録右京皇別島田臣ノ下ニモ尾張ノ国ナルヨシ見ユ
志ひの山ハうらこそみまし八
孝徳紀曰
志ひの山笠ゆひの術を八女に枝すは八尾あかの蔵 共ニ誤レ人 シカレハ笠子ヒハ美濃手次ノ
汁ハツハ多河ト 和名抄云
たまひあか梅の八そはとかうかか東ガ二年ま
十市郡 云ふ彼笠ヨリ
八坂とこをのまへにくさゆひの術とありて かさぬい
東行集ニモヤマトニヒアラミフリ ミツクキフリシハツ山フリトアレハミノ多芸ハ内ヲハナルヘカラス コヽモ前后ニ尾張近江
逸江りさゆひへあ方れいり美ゆいかりて かさぬひと名付
ノ多芸アレハ多芸河美濃ノ内ヲハナルヘカラス 又ルホノ當然ノ景色ニテハカナシクモ面白クモアルヘシ
とハしりねてかまゆひハうつひあやまりかまあや
まりかれへし
いさき記をときまてゆけしあそのはやそのうすふうかさ
あく
西本願寺本集 藤記まハこきそめられてあつうやし浪
手回ハメクルヽ 為集 将回 運トモニタミトヨメリ

礒前ハイソノサキ ちか八十のとまりと花のみちとおもへらはあやまれり
十二ヨとおもひの海とありやそしゆのの術
トニリノ多キトヨミテ
けよしれりとおもうすそこうへし 鵠ハ和名抄云
野王案鵠 胡篤反漢語抄云古布 日本紀私記云久久比 大鳥也 いまたこの名
よ何とす鶴なり

史記陳渉世家云陳渉太息曰嗟乎燕雀安知鴻鵠之志哉
索隠曰尸子云鴻鵠之鷇羽翼未合而有四海之心是也鴻鵠

年魚市部熱田社也
たゆひかたとハきこえしならむ萬葉集二千ま
十六夜日記云ふ鳴海ヨリ
八橋こえぬのちにゆく道はゆひの浦とかやいひてかたなれ
東撰集ニモヤマトニモアラニフリ　ミツクキフリニハツ山フリトアレハ三ノ名ヲ内ヨリハナル〈カラス、コヽモ前后ニ尾張
遠江ゆひかたゆく道中いひて鳴海かたのかなしと名付
ノ名アレハ尾張美濃ノ内ヨリハナル〈カラス　又ルホノ当然ノ景色ニテ、カナシクモ面白クモアル〈シ
とハしハれとかゆひのかたのかたかやあや
まれりれし
いさ記をきこきうこゆけしあらそのはやそのよみ方
萬葉集、旅にあらハこきてめくれてあつてやて渡（？）
手回ハメクル也　萬葉集　将回運トモニ、タミトヨメリ

磯
前ハイソノサキ也
ちの八十のかれ〈とかの〈のかれ〈あり人ハあやまれり者
十三よおやこの海とよりやそかりやそし海の浦の
はまし〈れとのかのまて〈のゆへし。鵠ハ和名集云
トニリノ多キトヲ云へし
野王案鵠　胡篤反漢語抄云古布日本紀私記云久久比　大鳥也いかにこのか
よ何ゝす鶴なり

史記陳渉世家云陳渉太息曰嗟乎燕雀安知鴻鵠之志哉
索隠曰尸子云鴻鵠之鷇羽翼未合而有四海之心是也鴻鵠
是一鳥若鳳皇然非鴻雁与黄鵠也鵠音戸酷反
ヒラノ
此索隠よ鴻鵠是一鳥といへり誤るへし鴻鳥と鴻鵠とハ
ことなり陳渉の詞も燕と雀とのちいさきかゝらとはけて
鴻と鵠とのおほいなるかゝらに対してかゝそ小人と大人の
志をたとへたるまてなり又尸子の鴻鵠といへも鴻鵠と
かゝらといへるよ鵠なし　五雑組ニ云鵠即是鶴漢書黄鵠下ニ
建章而歌則曰黄鶴是也遊仙窟注ニ引琴操曰商陵穆
子娶妻〇乃援琴而歌為別鶴操鶴或作鵠ニ　文選劉
孝標辯命論云朝秀晨終亀鵠千歳年殊也　未詳と
注しかはあやまりにて決定せられけり八此二字衍文也

神代紀云其蛇飲酒而素戔嗚尊抜剣斬之至尾時
剣刃少缺割而視之則剣在尾中是號草薙剣此今
在尾張国吾湯市村即熱田祝部掌之神是也
景行紀云初日本武尊所佩草薙横刀是今在尾張国
年魚市郡熱田社也

たまひおほなかハ[illegible]

十本夜日紀云ふ彼[illegible]ヨリ

東集ニモヤマトヽヽアフミフリミツクキフリシハツ山フリトアレハミノ[illegible]内ツハナルヘカラスコヽモ前后ニ尾張

[illegible]

[illegible]

とうふねハひとつのふねなるに

牧ハ枚の字なりあやまれるならん河内のひらをか

ヒラノミナトノ[illegible]

みも牧岡とかけるハ枚ハ箇也と注して数ふれハ

何にてもひとつあるものハ一枚ふたつあるものハ二枚

といふめりこの国にハ紙のみならすひらき物のことく 平ト通ス

ひろき紙一枚板一枚なとやうにいひならはせること

きハてんにて給とおもひけり、莫遊ハ、あそびのこと
夜フケヌルホトニオキヘナユキソノ心也　用
よろしけれとも、まへしはらくいふことを申さ
よなかにいでそ也
さ綿のからぬ明ハ
ろこふり
こもしまれから時ハ、さ江のさ綿　紀有り
六帖歌ハヤトヲラムト云ヘリ一用
けりし家もひとつ形にのも三河なからふなこのみちに別るる
けふこられぬてあひおもふ人のひとつなりてごふに
なかされたまゝやけうんに云けれふうさにゆかんとおもひ
ひてけるまへんとするにはたのけれはまりけてはなれふ
たらとしふ名からのひとつけかましいへのに侍云
三河三之日
以膠投漆中誰能離此　自道ハいとしゆきかまくへし
本ノ分ノ妹ノ色事ナトニヤ
山背の高槻村

山しろ乃山しろのへなまりのかミの国を山の南にして山のうしろ乃
国といふ儀なるを延暦十三年七月に山城とはあらためて
ありけるなり、高槻村いつれの郡と云ことをしらす今ニ高槻と云
処津国なり　ちりよりのちもへりみちと侍しるなり
花ノサケルヲ春日ノ山ハサキニケルカモト云ヘルニ同
云の兄あきハめうりし
日本紀第九ニ云又遣二礒鹿海人名草一而令レ観　めと軍布と
かりのたいまぎらんかす軍昆音おきれハ昆布のことしやみあり
さは軍中の兵粮よかくてたくわへ置ましなきものへしさ
うけのまへ
後梳の才掃えらけのとくしとよんへしつげ
和名
え黄楊といふて掃つくる材なれハ髮梳とおのを黄楊とよ
ノシタトル間モナクハイトマナキヲ云ヘリ
まんも義あてよもして云物なり、任那南何になさの
ほややよいうとまで形ととこさ夕はごれとよめり

注　君子　少郎
續日本紀に君子若子なとみへてりけり
和銅六年正七位上石川朝臣君子授従五位下
養老四年正月従五位上　養老四年十月従五位上石川朝
臣若子為兵部大輔
従四位下　　神亀元年二月正五位下同三年
万葉集をよめる人續日本紀をみるに君子若子は
字の似たれハ今の板本は誤れるにやいつれそあやま
れるかそのしるしとうたかひぬへし

高市連黒人
市を誤りて又よるの字をはふけり

名次山　ワキモコニ　星人妻トツレタチテ　行テヨメル名ヘ　シメサムハ見セウソトヨヘル詞也
延喜式第九神名帳上云武庫郡名次（ナツキノ）神社　鍬靫

角松原
第十七まつかへ松原とよめる方ありて名次山のふもとにや　猪名
和名抄云　名称ハ為奈野みえたり　同式同巻云豊嶋郡為那都（ナツ）比古神
三代実録廿四ニ曰　二座

いさやこらやまとへはやく白菅のまのゝはりはらたをりてゆかん
コトモハ従者ナトヲ云ヘル也
菅ハほそなかく白くはなの咲けは白菅といふ真野とは何ならん
倭ハ此時ノ都ナレハ古マトヲ云ハンカ如シ
しまつ菅といふ所ありて臭の字まつくるそ　ハさくらハくりの
早ハハヤク帰ラムト云ヘル詞也　式ノ祝詞ニモ見ユ
木原ありて第十七寄木原に　白菅のまの榛原ゆきまで
ハリノ木ソ手折ナトヨメル了似合サルヤウニキコユレト古来カヤウノ似合サルコト多シ手折帰来
衣をそめて色よくあてやかにもしくは料とする
テ色ヨク衣ヲソメントヨメルニ
のりへしよむらそこらといつとおりへしともたかし
此まのハ摂津国なりなとしわかに混せり　又菅ハ此木の名
わか集に　わきもこかそてかりの浦の小菅の笠

ときてなよりり　さい那の池のか菖を岸ぬくにして
人のうつとみとこつよりの名をなる枕詞嫡明抄に此所菖の
在所をもて云ぞ菖のまゝをつくるうも中しうりと今案とく
りよのをけらぬそれ川泉の例あれてかりりくこいて
ありされど衣手のまつのうしとあるもないの字にいうれ
て初を正説とすへし　児当るはともともむ十帖一卷よ
惟成のいさこともりゃりのりへとありれ名をるは二万ゟり

古事記云

ゆくさくさ

女ナレハ又モ来テムヿハハヤリカタキトヨミテ人今シハラクハ又ヘキ本シキトオモヘシ心ヲフクメリ

ゆくゆくとくるはまろうりくるはらうかるはりあこさるさと

同泊し

はゆさきふ石村をこえす

安閑紀ツノサハフイハレノ池ノ

此石村大和よありて此集に而のむとあるまくれいとをしと

景行紀　村不礼

日本紀　村安礼

りんなつうよりり字を何よりりこ也はんとつかそさ何りによ
續日本紀とみてそおやまりいうなりともそいさり續日本紀第文武紀
云従五位下狛朝臣秋麻呂言本姓是阿倍也但ヒ當ニ石
村池辺宮御宇聖朝ノ秋麻呂ヲ二世ノ祖比等古ノ臣使ニ高麗
国因即号狛實ハ非ニ真ノ姓ニ請フ復ニ本姓ニ許之
これ中よ石村池邊ノ文といつるも日本紀に出するも磐余池辺雙
槻宮をもて同ゐてうのゆるすとといへり　神功紀に荷持田村荷持
此云能利　といふ所有流蒸の池のりんうり村とふれと題とらり
又村とかとといふは群の字のんもそらいれてとる所か

石村——

あそりしわれお形をかりうてこ由居てとのかよ　仙覚鈔云是又石村磐余同

神名帳云——

寸ハ村木片タ脱タリ十市郡ニ

わうそい云れよまんうれのとらゆいうれて読んと余と
常ろうろうりともねてゐ字よんさまあり祢とかうしてるへしま

延喜式二十二民部上凢勘籍之徒或ハ擣ニ埴部姓ヲ注ニ丹比部ト
或ハ変ニ永吉名ヲ為ニ長谷ト如ニ此類莫ニ為ニ不ニ合
夜はふけまつらしふけいまつりそふけゆきつゝあり
もとのえなつまこて
和名集云住吉郡榎津（トニリユトヨムヘシ） 以奈豆
同武蔵 ―― ムコハ今ノ兵庫ノ兵ト武ト後ニカヘルトミエタリ
やいつくよわゆふしつハ
日本紀第七云是歳 景行天皇二十八年 日本武尊初至ニ駿河ニ其處ノ
賊陽（イツハリテ）従之欺曰是野ニ麋鹿甚（サハ）多シ氣ハ如ニ朝霧ノ足ハ如ニ茂林（シモトハラ）ニ臨テ
而應狩日本武尊信ニ其言ヲ入ニ野中ニ而覓（マキテ）獣ヲ賊有ニ殺ント王ヲ之
情 王ハ謂日本武尊也 放テ火ヲ焼ニ其野ヲ王知ニ被レ欺（アサムカレヌト）則以テ燧ヲ出シテ火ヲ之
而焼而得免 一云王所ニ佩ル劔叢雲自抽之薙ニ攘王之傍ノ草ヲ因テ是得ニ免ルヽ故号ニ其劔ヲ曰ニ草薙ト也叢雲此云ニ茂羅玖毛ト

王曰殆（ホトン）ト被レ欺則悉焚ニ其賊衆ヲ而滅ス之故号ニ其處ヲ曰ニ焼津（ヤイツ）ト
和名抄云益津郡益頭郡万之都 此内ニ焼津モアルニヤ又益頭ハヤイツナルカマシツト訛セルニヤ
ここもとはしはゝ明日すてこそとくとかそこかはふ
吉備国ニテ日本武尊アタシコロシ玉ヘル所ヲ安那ト日本紀ニ見ヘタリ今テソレヲヤスナ郡ト音ヲ訓ニシタル例モアリ
みやこはなよかさり日牝の宮ことわりそあひかる
安部 ―― スルガノ
草のくさまえし　君ハもといつまほし

延喜式神名帳云駿河國益頭（ミツノ）郡焼津ノ神社

ヤイツヘ行ニアヘヅ逆ルナルヘシソコニテ見タル子ノ行末ヲ向ヒ
たくひまのうけましかしき
タクヒレヲト云ヘキヲノト云ハ古語ノ例多シ 十一

たくハ白きといふよしなり、古説なり、領巾ハ女のかくる
セノ山トニヨリ思ヒヨレリ、勢山ハ北、妹山ハ南ニテムカヒヨレリ
ものなれバかけまくとハいはんとて、いふなり、妹が名
イカヾヲイカニトヨムヘシ、一云ニテ考合スヘシ
をこのせの山によそへバせの山もいもといひなしたる山
なれバいもといふ名を称して妹見山とかいふを
いもとよびかはしやいもとよばんとなり

春日蔵首老即和歌一首

即誤作テ郎

よろしなへわかせのきみか

よろしなへハ宜ニ並てよくよろしく也

キミカ
にかよひしおもひ、さきのせのまさハ笠麻呂殿さ
ヨハシトヨムヘキ乎
をいせのまことにまちかねてあらんとにかかり
きみかこのせの山もおもひわすれにたしせの山そなる

むかしより妹乃名をハよはしといひてかけて笠丸
をとかめるや
こゝにして家やもいつこ　心ハ旅ノクルシキヲヨメリ

本帖乙ニ一ロト注セリ、然レ圧名不知ヲ詑トスヘシ、イカニトナレハ左注ヲ用ヘキナレハ、穂積朝臣ハ元明天皇ノ
弟ハよそにありてつらやいふこと若くおほされ
コロツミニアリテ遠流セラル、ソレヨリ前ノ歌ナレハ大和ニ都アリテ、ナラノ京ノ時ノコトナルヘシ
山乃かゝりもしるしもやまとのうたのみかれ
まつりあり　韓退之か雲横秦嶺家何在似たり抄
ミいはちり　才十三ニ流罪ノ歌アリ

間人宿祢大浦初月歌二首　斉明紀好久左企　旅ニテ帰京ヲイハヒテヨメリ

大浦見紀氏六帖
初月ハミカツキトヨムヘシ、才六才十一
見乃字従て紀氏の下にありしかれと誤まれは
乃人のまさしく知しかたを又はの人そのまゝ
くはへけり　和讃例おほし

天原ふりさけみれはし

ふりハふかくあかつきといふふりのことし。さけ分を
残さけてあり。總有ハうけらんともとそ申とかすし、
又うけるものよるそてうけんやといふまてひとつきと
りますへし。白きすゆくへうらてかくれいたら月をたまふ
るゝものめつらしかうすされといはれの秋のたゆく人
ありとも、白きすゆき残天にすゝて總てされハ山繊な
とのなそれしありしとなかりけれに月のちらに似さ
るにてられ用なきことハ、古詩に、南箕北有斗牽牛
吉或本作去、イヨ〳〵ミノ心明ケシ
不負軛といふよあるしかれとうしてられきす
しらもちろ方ハおかしきあり

くらはしの山残ころ
十市郡
くらはし山ハ大和なり。八雲御抄ニ説よもつけしと

おくハ様をもしくともよしゆる〳〵あり。此説ハ用へからん
ひとりとりしきハこのとりしゆるよくのんあかりこうハ
あとくあまりあり
一ツハ白スキ紀
秋ことりハくらき月かまたくらくれよみてそ秋に入る山らを
ふハやかし山よりくらくと秋のおもりとはいつり文選謝霊運
クラハシ山ノタカキ故ニ月ノ早クカクルヽ事ヲ又月ノ早ク入カトヨメリ
南亭ノ詩ニ、遠峰隠半規、才九よ此弥女五方とて又此方を
小田事
哉ひとりうつしこそと侍らることあり秋はに注
本帖ニコトヌシトアリ主ノ字脱セルナルヘシ
注よすゝ南京賦曰、其華蘂之蓑々 又云、色翠
華ハ翠藐蕤 天台山賦曰、琪樹璀璨而垂珠 兵希範
釈日本紀円
且發漁浦潭詩、藤垂島易陟、神代紀上云、其
秋垂穎八握莫々然甚快也、この字ふ十三
くらはしのしつかひさらへてとりまりあり、せのにしのそ

ふりハふりあめなといふふりのことし、さけ谷を
ゆきかけて行り、総有ハかけられしよりて谷とおもふし、
又かけらるにてよりてこかけんのいふなりてひらつきを
ますへし、日のゆくらりてかくれたらぬ月をたのむ
なるゆゑなりしかもすきされぬ いはれの秋のたゆく人
ありとも、日のゆくゆゑ秋天まてて總されハ山繊な
とゐるなれあしとなりけるに月のたらまに似さ
るにてられ用なりきこて八、古詩に、南箕北有斗牽牛
不負軛といふをおもひしかれとこしてられきます
吉或本作去、イヨ〳〵ヨノ心明ケシ
しけもとなハおもしきなり

くらはしの山越ぬる
くらはし山ハ大和なり、八雲御抄ニ説にもかへして
十市郡

小田事
赤ノ二十五ヒ十ノヨリ主人宮ヲ限ル十八ノ
ミミハラ山ノ又日十路三日宮ノ日ヨリ子ノ文興ノ宮ノ人廿十日ノ又
嫌ひしくしこえて、行して何にも旅なるころに同
南亭詩遠郷曠半天九也旅安生、意すなる文たぞも
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まきの山ならしなふしをの山し
このまきハ比叡山をいふへし、まきの秋の山ハさかゆや
くれるとのたのまハかなまもおりくしてたのおもかへし
シナユルニ又ホメタル心モアリ
さらにれり、文選司馬長郷上林賦曰、垂條扶疏
平
張平子南京賦曰、坐華芋葉之蓑々 又云、翠
華ハ有蔵蕤 天台山賦曰、琪樹璀璨而垂珠 兵希範
璀
釈日本紀同
且發漁浦潭詩 藤垂嶋易陟 神代紀上云、其
秋垂穎八握莫々然甚快也、この山手十三の
なる山のしるひさらへてとりのかくせのやしのえ

またはせとすみハ、おほ海のゆらくにせのまとにいきを
うけてきのかげしていまかなり。きのかねとハ故に
をとこのかうまえたるとしのわてこにゆけハみえも家
無心ノ木ニ心ヲモタセタリ、我旅ノ心ヲ、マキノ葉ニテモシナヘルトナリ
んをとおもふをやかれなるもやうにおもひやりてこゆ
かれの木のこれをといひてとのかれのゆれの方
七首木頭よ示そのれてれしなまかれまるかはつて
ろさしこみのなしつまらんオ士まもきとをいのとひ
おれをもかやのなくにおもひかまへなのオ二
またハ人をとてこそは杉ハ知らしむ。
神代紀之木神句々迺馳
ませハものしるてまり見ゆへし

角麻呂歌四首

角應作船

此ハ續日本紀に見えたる角兄麻呂を兄乃字誤れるにや

ろなりへし。目録にもあるにハさる綴まいへるてともし目録ハ
往の人集のまにひろひあけたるゆゑよ集のあや
まりあるひハおつれて目録又そのまよそこなへ
元正紀云、養老五年正月詔曰、武士、國家所重、醫
卜方術、古今斯崇、宜擢於百寮之内、優遊學業、
堪為師範者、特加賞賜、勸勵後生、○陰陽從五
位下角兄麻呂等各絁十疋、絲十絇、布二十端、鍬
二十口、聖武紀云、神龜元年五月辛未、從五位下
都能兄麻呂賜姓羽林連、四年十二月丁亥、先是遣使
七道、巡檢國司之狀迹、使等至是復命、○其犯法尤甚
者丹後守從五位下羽林連兄麻呂處流、
俗ニアニノサコト云是ナルヘシ
天もちひを、いへるせるか。和名集に日本紀

すそハせとすゝハおほやけのゆるしなくせのなかをのかる
うけそちのかけしてとしかつかりこのかねとハ旅に

無心ノ木ニ心ヲモタセタリ我旅ノ心ヲコキノ葉ニテモシナヘルトナリ

をとこのかみまいてこしのはてにゆけハこのこも家
んをとおもひやうれもやうにおもひて子ゆゑ
たりけり木のこれをといひてこのかれのなかのすゑ
七弟木頭よ云寺れてれけしきかくれさらかくるて
ろさしこみえしつかんすたまちことをいひとひ
おれてとりやかの京にへおりにしかくまかりのすゑに
まハ人とそえてはなれ杉ハ知らし
ませハかのしるてまうりあへし

神代紀之木神句ゝ廼馳(クゝノチ)命也

角麻呂歌四首

角應作觮

先ハ續日本紀よみえてこゝ角兄麻呂を兄乃字我おもて

ろなるへし目録ニもちきハさら紀にいへるてしく目録ハ
後の人集のまゝにひろひあけたるゆゑに集のあや
まりおほかりハおつれと目録又それによりてしるへし

元正紀云養老五年正月詔曰武士國家所重醫
卜方術古今斯崇宜擢於百寮之内優遊学業
者并従五位下羽林連兄麻呂奏流○
大道巡察國司之状無憚普至是復命○其具
都能兄麻呂賜姓羽林連四年十二月丁亥是造二使

久方別ニ釈セリ

風雅曰

久かたのあまのさくめかいはふねのはてしたかつはあせにけるかも

神代紀下云時天探女(アマノサクメ)天探女此云阿麻能左愚謎見而謂天稚彦
曰おほへるなりけり文こゝにあらハれよりて

俗ニアマノサコト云是ナルヘシ

天のさくめをいつくのみやかりし和名集云日本紀

云天探女 和名阿末乃佐久女 一云安万乃佐久女 神武紀云長髄彦乃

遣行人言於天皇曰嘗有天神之子乗天磐船自天

降止號曰櫛玉饒速日命 一又云抑又聞於塩土老曰

東有美地青山四周其中亦有乗天磐船飛降者

○一厥飛降者謂是饒速日歟 ここに神武紀をひくこと

三津ハ生玉ノホトリノ岸住吉ともツヽケリ昔ハ此アタリ迄潮来リ船着キ

とハちらよおかねと天乃磐船といふてあるゆゑ

探女 イハフ子ノ（紀中ニナシ） アセアサヒタルこ

よりあらはさしさめ船のみゆるすの国風云雑 続古今 林良材 長流作

説にハ天稚彦天くたりし時天稚彦上届して

万十九ニキノ家持ノ降臨ニヨセテヨメル家持長歌ニモ天雲ニイハフ子ヲウケテトモニヘニトヨメリ

あれくる神天探女船みやこれりてゆるす天

神名帳比賣社神社下ニ又下照姫トアリ下照ハ大己貴ノ子ニ大己貴ハ国作ノ神ニテシヽセハ津国ニモ

船女見ゆるかなのまゝにはなちいかに事一つにて太の

居玉フヘシ

然レハアメワカヒコ津国ニクタリテ探女モシタカヒタルナルヘシ

はららかあふるもとしからうるむかなわりけ

ノツハ物ノ入ル竹器ノ 日本紀ニ云籭類ナリ

塩干ノシホヒノト四字ニヨムヘシ才一ニ玉モコツ生レハカルレトヨメリ 草木ノ上ニテハカレト云ヘシヒレハ

カルレトモソレハ末ニテカレトヨメル事ナシ 心ハ大和ノ人ユヘ何事モ海辺ノメツラシク見ルこ

凡ヲイタニ イタニハ ハヤニこ

ろまつしそ

すみしの上きゆうに大きさ

万一(トホツカミハ)軍王のうたにほめたり 木笑松原 笑俗矢

字也 ミユキシノシハ之去ナリ

田口益人大夫任上野國司時

文武紀云慶雲元年春正月丁亥朔癸巳従六

位下田口朝臣益人授従五位下 元明紀云和銅

元年三月従五位上田口朝臣益人為上野守

二年十一月甲寅従五位上田口朝臣益人為右兵

衛率（カミ 尚重可考） 元正紀云霊亀元年授正五位下田口朝

臣益人正五位上 此うたハ和銅元年のむかう（奈良麻呂ヨリ前ニテ藤原ノ都ノ時）

いほはらのきよみかさきのみほのうらの

延喜式云廬原郡御穂神社 ゆたけきみて つ

ねふりしほ山ハ上野乃国乃名所にてこれ（モヒトヨムヘシ）
海の絶景まむへる所なれハさしもゆかしけ
海賦云則乃浟湙瀲灔浮天無岸　江賦云若乃
宇宙澄寂八風不翔舟子於是搦棹渉人於是
檥榜
ひらかれとあらぬところはなし
詩曰王事靡盬　維舟登祗役遇風激湘中
春色詩日出乃公程不見春　下の句への心合
てらかし

弁基歌

文武紀云大宝元年三月壬辰令僧弁紀還俗代
度一人賜姓春日倉首名老授追大壹　元明紀云
和銅七年正月正六位上春日椋首老授五位下
懐風藻云従五位下常陸介春日蔵老絶句年五十二
弁の字ハ辨辯両字乃内なるへし　むかしハ和漢とも
ま畫なとおほく字をハ音おなしくてやはらけ
あてかけりとえさらにおなしきにかよはせて
内典和典ともに釋にハ尺慧にハ恵辯にハ弁をと
かりそめにもちひけりこの類おほし　基乃字も紀
日本紀ハ記なり

まつち山ゆふこえゆきて
亦打山とかきてまつちとよむハ多宇反津なれハ
ゆゑあるかこれも待乳山を八世物に猿河なと
往生けせたまつるハおやとせをまかつりにとらる

サラシナノ紀ニハ武蔵下総ノ堺ノ川ヲトイ川ト云ヽ又亦所ニイデハナルアヅトノ國ノ角田川ナカレテモ入ムスニ
ヤトミルト
ト云ヘハ出羽ニモ此川ノ名アル也

河ハ信濃よりながれいでゝ武蔵と西國にわたりて
いひ渋き流れいづるもあれ西國乃うみにいるを
万葉にもすみだ川といふ名のみへしてひとり

盧前ハ遠江国盧原郡ニアル埼乎夫エヘマツチ山ヲスルガトセル乎ハ並ヒ也角田川ヲムサシトシモツフサノ間ニ
アル川也ハ

のせんといふ歌によめりハ言日もゆる

タヽエキテヒトリカモ子ムトスヘカラズシカレハスミタ川モスルガ也今盧原川アリ是隅田川ト云乎

そハすみだ川ハいへるにや さしのうみにいる
ただ河よりおほきなる川なくきこえ侍り
なりこれらんそれとも今いふも皆よりはやきおほ
ねハ信しがたし

未詳ノ往ノ心未考

なくさ山の葛の葉しのきふる言えけれハおもふらんやはり

スカノハラハカシカクスニ

このうたハ今八乃名の前にありぬらん 事のハ

雨フレハ笠ノ消ヌルニナフリソトヨメルニ

倭しいふよおもしんなりこの葛といふた上の山
といふよつゝまて山もけしときこゆ山も沖ハ今川名

なりこの集に荒と山葛とかけよしよあり
あかれふりそれハさしてよいのこちらよなすえ
乃字我よりてこゝんなりこに雨我ありそと
[illegible]集中よおほし經典に林乃世説と
[illegible]ことをもそれよ毎にされハ
これなりし社乃字我こそともしてわすれま
[illegible]の川のこひ[illegible]へし
神まつるを祈きといふも祈の字を祈くを
[illegible]といふもおもし調されて家の人
乃[illegible]川よ神のねくまらりて[illegible]
[illegible]し行年とかけりハ去年のことな
[illegible]ハ通して月おほし[illegible]八まさるの

ちゝれこしのふりてもれつねとひいふしこゝろの

しけく

さほるとそよまれたりける

たむけハ手向なり朱雀

（手奈ハ峠ニタウケトタムケト音通ス旅行スル人ノ古里ナトノミユル峠ニノホリテ古里ヲ見ヤリテ道祖神ナトヘ平安ヲ祈ルニソレユヱ正字ハ手向ト云ルヲ用ヘシ手奈トカケルハ義訓ニテ手ヲ以幣ヲタムケテ神ヲ祭ル也）

院のならにおはしましける時にたむけ山にてよめる

て菅原朝臣　このたひハぬさもとりあへすたむけ山

（ナラノタムケハ奈良坂ノ峠ナルヘシ）

なまの素性法師乃手向まへつくれ神まま

ゐへまめとよのれふろところや不離を不離有

作まり絶字のあやまりやあやしめるそ

あやしめるこれこそねさをたまへ也

これハあつらう絶国形をたかりむるさにたまへる時

乃奇たまるへし　新千載集恋歌よ下の句紙

妹によりあひそめしよりそのかみとはふりにて

聖武天皇よりこともあるハんめる〔illegible〕

いそうねのこゝしらにこそを

（第十三ニ與疑數ヲコヽシキトヨメリ共ニ文字ノ心也氷ヲコヽリトヨメルモ同意也）

たかしれこりしりりけらもこゝろしくおしとものふへしるてよいてめゆとハ妻子親属り

けゐるれもれしれをのひくまねまえ

（丈夫トイヘルモノハ）

なくともこゝろおもけれろそよいてそ今ふりて

しかもれり

中納言安倍廣庭卿哥二首

懐風藻云從三位中納言兼催造宮長官安倍

朝臣廣庭二首　年七十四　元明紀云和銅四年四月

正五位下安部朝臣廣庭授正五位上　元正紀云養老

亀二年従四位上五年六月以正四位下行信濃守藤原広
庭為左大弁二六年二月壬申参議刑政同二月
壬寅朔戊申知河内和泉事七年正月正四
位上而続紀云神護景雲四年十月以従三位河内卿
臣広庭為中納言天応四年二月甲戌朔乙未
中納言従三位兼造宮長官知河内和泉等
國事藤原朝臣広庭薨右大臣従二位御楯人
之子也

ちゝかはゝにわかれて
父ハ妻
これにかかりてかるゝ妹かもとへいでゝくらしゝ
らんとおもひて衣をとりかけていそけとも心のまゝ
やまとへかへれぬ月よきこゝろひてゆくともいでゝきゝ

うらんとかれゑまゝよゝ月は海よりこそ月をまつ出
月をこゝろにすくなくしふゝりけ月さきほにぞ後の勅撰
あはんはしんさう
の詞を見ても此月にまかしてそいふかゝりし
川おほにあり旅の夜はなうまをるかとほうら日
郭ハ栖鹿よあり
よあるかのとほなるかへて
太宰ハおほきまことものゝふしとものこゝかたは心
宰キ朝庭ナトト云ニカ如シ此ミカトハ筑前ニテ
宰府ト尺ヘタリ遠国ニテノ朝庭ニ
ほまれみやこかれのあゆみてにひろかなるやこ
ともよそかれしも宰府なりしこゝの人はいかなるへ
しし又ゆけるあゆみにかよふかとも宰家列をとて
私云蟻ノ字ヲ云ルハ官人ノアツマリ有ツクカヨフ遠国ノ朝庭ノ心ナルヘシ
アリカヨフハ有テカヨフ
なたは家にありとて日本の国をかきをてい
つゝける命綾おりそんしてたのむやうき海をもいそ
ミヽトノトハ泊(セト)門ノ門也シマトハ島トハカリ心ウヘシ

老二年従四位上五年六月従正四位下行宮内卿広
庭為左大弁六年二月壬申参議知政同二月
壬寅朔戊申知河内和泉事七年正月正四
位上聖武紀云神亀四年十月従三位行宮内卿
広庭為中納言天平四年二月甲戌朔乙未
中納言従三位兼催造宮長官知河内和泉等
国事行宮内卿広庭薨右大臣従二位御主人
之子也

さゝらの故郷や
あは妻
これもかのりかへりくるまに妹ありといひてくるしくいそ
らんと思ひて夜をふけていそげども夜のふく
やまとかはれどはなきをひてゆくともいかなる

名ところにききてまかれ
名ところしまもやまとしまねもさかひなすけなくし
川おもしろき筑紫にては名まつるふしとはらからにほひ
筑紫は橘にあり
まゐるはるのとほかるかはかく
大まへはおほやけごとにもよにしたがふのみかどはべ
はまみやこにまかれる人はみやこ
とものみかれらの宰府へのものはいかなるまく
しを蟻通ふ人のよまうちかのみかどゝはせんとまいし
宮はかよふとてそ日本国をあはれてい
つりぶね命ありせしてたゆるき海とをいそ

ミヤケ朝庭ナトト云ニ同シ如シ此ミカトハ筑前ニテ宰府トスヘタリ遠国ニテノ朝庭ゝ

アリカヨフハ有テカヨフゝ 私云蟻ノ字ヲ云ルハ官人ノアツニリ有ツゝカヨス遠国ノ朝庭ノ心ナルヘシ

ミヽトノトハ泊門(セト)ノ門ゝシロレハ島トハカリ心ウヘシ

まへきれもほきすのおもろをとゝに國氏

ちゝ絶たまり神代の神祖まておりけり

神代ハフルキ云又先代ノ善政ノアトヲ云ニテモ其代ノ帝ヲサシテ神ト云ヘシ

所念ハおりふゆとも変へし

黒人ハオニ古人トアリテ異説ニ黒人トアリ古ハ誤ナルヘシ其時ノ歌モ題同シ

かくゆゑなるかんといふ物を

舊説のさまかとつんの歌ひをまたへしとかゝて

おりふゆゑなる人のいゑとすめなり時いまをこ

也といひしものをとよしなりしかて世を業のと

ちゝり歌ひをあくぬとれり

モトナハヨシナシ

安貴王

聖武紀云天平元年三月無位阿紀王授從五位下十

七年正月從五位上市原王の父なりとみえたり

花尓欲時

花すもかとよあかもありけゝかとも思よふとしへし

オキツ白浪カニコトノ花ニテアレカシ花ナラハ家ツトニセントカナトヨメルモ同シ子カヒシツトハツクミニテモ家ニカヘリキテ今ニマルモノヲミヘリ

欲得とも執とも集よりて寄びれとあるは義抄に

はすゑくゝめのわかみこう

木十まもあす万葉九十九まてはてをうとよて今とれる

しも本のすもとよあるはの字いつゝして本のとは

まあそもだちの月らんよて云ひあふうすまとへてけうくに

今案こうれとかくゑこすさとよむつよ〜や注釈んに持はと

神中鈔ハタスヽキトヨメリ

よもてひろうと讀りも皮膚ハ義お通せる故よ和訓もたへる

通して肌膚の字とうへとよみは皮为しといふへとよ

こゝ中又和名集云唐韻ニ云皰 初教反上声之腫和名

沼太波太又用ニ皷ノ字ヲ音

皯 古旱反 角上浪皮也又云玉篇ニ 𤿎 音撲字亦作朴

上声 和名古波太

本皮也にあり此例もよせて云すまと膚とあわれやうる

流らす疑なし。されど此集に雑とありて岸に寄る例もて
旗よりてよまんこと妨なし。くものわゝこをつくることも浜
うをはよしなかハくものわゝこハめれいとほそく神られに
日神天ノ磐戸ヲホソメニアケテ之ヲ千ハセシ心モアルニヤ
のすゝさくものわゝことつくる信まもめれほそかとは有
まてられかくらりといふて此有らりされど秋のあくかけむ
のくほそくさしとしてものかとしいるのめともいふハ此有し
古今集夏ノ部に出之　夜の秋くかすとすれハほとゝぎす
なくひとこゑにあくるしのゝめ　此歌先此方の具信らるしやきぬ
くものわゝことつくる日本紀によりて可紀伊国の風土記
などにハ侍りけるにや　日本紀云弘計天皇更名来目稚子
うち侍又市邊押磐皇子雄略天皇にころされ給へる
後もひそかに隠て播磨へにげられしかしかれバすたし

もれつまて久米部人あれまで三様石室にところあつりてもて
みずからがの神のむしをりとかりてうりてとるゝてしいかやハ
和名集云説文云窟 骨反 和名 伊波夜 土屋也一云掘地為之
とさつるて　とさつるてハトコイハコイノ多キニナル住ム人ハナクチリテイハヤハカリノコリタルトし
いはやといふて木梢の木をあつめしかハ着の人とあいらるとし
也とみれくさりんちとされくれハ紀氏市作まはいふやとする
如之ヲ之如ニツクルヘシ　私云類聚万葉ニアイミルガ如トアリ之如可用
様もよしむらの木をまめられし着の人とあるひるうと
ひんかしれ市の人へ木乃こてつるかゝて不おく人文字信されをひよりう
市にもろともにとあれに市出て東西あり次七ヶ日一処の市なるし
様出て今と流りとここては木の弟かりて様の方もかり
次十日東あるも勤るかりくらり山よこてぶ木とみてよ
あり　不おく人文字信とおくねさいくとしあかけ流化ハ
アハテヒサシミウヘ　諾ノ心モアルニヤ
あかしらくへの字さとしもつかさやすとのとのへ衆樹といふ

雑ちる處もんおほすはあるべしすとし久美ハ茱萸字

信ハ植(ウヱ)まや実のなるふよなしさかあきとぞのうてぬ木

ともしすしてうへとさてもしとやくと化の木れてあると

実のなしんすと何ことひよりりとまやあそねといふく実の

あらりよあをぬあまり植ハ此条字ゟ思と大かと云ふれと米

大よ墨わ形よりつるよ折し梅乃花活りハしくへしけつさ（今歳モ栽ミ）

のくへよ此字有信志と云ふれとせうぜへしてす此説よし

なる然んとよはあす

桜作　村主スグリトヨムヘシ和名抄云

此桜の字ハ鞍と通して秋思して此条鉾ハ梓よ化り

崎ハ埼よ化り鬘て縵よ化りけとりやの見多し

梓弓とさくよ

ひく音(オト)とかしくよ多くあ月(ゾ)く宮殿に四方上六幾鬼の縁

けりり
梓弓ツマヒクヨトリトヲトニモトモヨメリ
鏡山一仙覚抄云

式部卿藤原宇合卿　松下西峯曰宇合宇加布トヨムヘシ宇合馬飼同前

あれと此歌の字も鞍と通そうるや

あこうなりすハわあかりしいそれくめいすはなやねとそれりよ

男をとかまてあるのうとよありまへそれそりには

つもとハおりよりのまつとりしそ百安ありのく式こ

よそれりかて作り今案此下句かりハよむあしく

や今考京ノ都福に鶏里とかまくまハいつ(用)ハこや

こともいやこひよそりしくらむへしとこゆ今歌

とこうにうれぞやとめてりなんなりま六

なられ京れ歌んてとなりてと彼ら形しひてよあるら

雜になりしかとおほよそはかくへしすなはち久天ハ茱萸(グミ)字
信ハ植(ウヱ)にや實のなる物によりて木の實をなのるぬ本
とよりすくしてらくへとなりてよりとやくと化の木れてなると
實のなるしんすと行こひよりりとやおそねといふく實の（今歳モ栽こ）
あるは何よおくぬなりり植ハ此菜字も恵と大かくてあれと中
大よ里ア形よりつくり折し梅乃花作りハらくへし作りつき
のくよ此字有信志と云はれしかるゝむへうしす此決よし
なと見ゆしんとよりはあらす

桉作 村主スクリトヨムヘレ和名抄云
大隅[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

聖武紀云神亀三年九月壬寅以正四位上六人部王○
イナミノヘ行幸ノタメツクラル之
堵乃字ハ中一書にはへしつされとも聖武紀よりうれ
ついひられたらるたるうにおほす難波宮を造りて
あれと此堵の字も頓と直ちなるや
まことなるのハかみかりしいかれぬめりけはらやねとそれなりけり
田舎とかまてかなのうとよあり宮人それなりにけ
つとらハおもしろの文つくりしていかなきのく式こ
まそれいなるかり今案此下句かくハよもあもしく
や今考京ノ都絵に鶏里とかきつるハいはまれるや（甲）
こともなるやこひよそりしともむへしとこゆ今都
なとこにつされぬやをめてはすへなるり弟六
なつれ宮れ松ゆとなりてと我ゆ形しひてよかるか

まもおう世のためにはまさへまされひとの
まにくさとありける十九よも つまれさえれ川の方
よくありとなかり

上理宣令歌

續日本紀云 懐風藻には土理を刀利に作る
元正紀云養老五年春正月戊申朔庚午詔
從五位上佐為王○從七位下塩屋連吉麻呂刀
利宣令等退朝之令侍東宮 懐風藻
曰正六位上刀利宣令二首 五十九 又元明紀云和銅
三年正月壬子朔甲子正六位上刀利康嗣授（授）
位下 懐風藻云大学博士刀利康嗣一首 年八十一
かり土理氏の人にて康嗣ハ宣令か父なるへし

かくらしつかうハ（シラ子トモハ白浪ノウケタリ）
告老とかたられとも継老なり（カタリシツクレハイニシヘトヨムヘシ）

波多朝臣少足

文武紀云波多朝臣牟後閉 孝謙紀云波多朝臣足人（足）

されるといふこともあるへしたまを川
はなのされいつとこすとつけるうこうハおれし
[illegible]
（オ一ニシテス国ヨリハコセチヨリトヨメリ夫ハ至而南部高木郡ノ間トス 吉野川オ十二ノ十九 大和吉野郡）
（タキツバ [illegible] 川ト云）
[illegible]
（[illegible] 三十年八十日 [illegible]）
[illegible]
[illegible]

[illegible] 續紀○大伴宿祢旅人為中納言（旅人ノ名ヲ大伴ニ [illegible]）

續日本紀にも懐風藻にも土理宣令を刀利宣令と
あり元正紀云養老五年春正月戊申朔庚午詔
従五位上佐為王○従七位下塩屋連吉麻呂刀
利宣令等退朝之後令侍東宮 懐風藻
日正六位上刀利宣令二首 年五十九 又元明紀云和銅
三年正月壬子朔甲子正六位上刀利康嗣授従五
位下 懐風藻云大学博士刀利康嗣一首 年八十一
されは土理氏の人にてます康嗣は宣令か父なとにや

かくしつゝあらは シラナミトモハ白浪ノウケタリ
告者とかなしけれとも継者あり カタリシツクレハイニシヘトヨムヘシ

波多朝臣少足
文武紀云波多朝臣年後闕 孝謙紀云波多朝臣
足人（足）

さゝれなみいそこせちなるのとせ川
はなれいそこすといひけるにこそあれ イトセ川ヰ十二ノ十九ニ大和ニテ市郡
大宅のよりなる今案讃路にて必ずはや ヰ一ニシラス国ヨリコセチヨリトヨメリ夫ハ高市郡葛木郡ノ間トアラニ
絶登瀬川いつて絶せぬ乃なるあるされ タキツハ タキルヽ ハヤキ川ヲ云

中納言大伴卿
元正紀云養老二年三月戊戌車駕自美濃
至乙巳○大伴宿祢旅人為中納言 旅人ノ名ヲふ云大伴ハヽリ云ルも勅撰ニアラズ家持家集ナルヿ明し

永可良思
これにあらしおとあると永けまかれると字のやし 山ゆへ水ゆへ見ゆるといふきよし 貴カシコカルラシトヨムヘシ
ようんなとはけらんは後のしわさなるへしいかしなる 清キヨクアルラシ
長久ナカクヒサシ
からしのよろのしハやまあ酒かり給るの行幸の京ハ 行幸之宮イデマシノミヤ ミユキハ古語ニアラス
こゆるせしらやと後へし

昔こしきこえし小河
月に太宰帥にありてはふりにしゑこのまへに吾令モよ
ありきけのゑそのいゑをありしたのひとこゝへし
望不盡山歌　赤人ノ詠ニ始テ出
山辺ヲヤマトハヤリ可讀手ヘ讀日本紀云
不盡粹に於ては香乃富士山乃紀を載られ
うれなるもれにあはせてゝらへし、不知ゝ不尽不
二神もかゝりも時なきをさかれしはその哉あるへ
りす。記云山名富士取郡ノ名也
あゝつゝきれけるすかしけゆし
カムサビトヨムベシ
天原ふりさけみれは。記曰富士山者在駿河國
峯加削成直聳属天其高不可測歴覧史籍
所記未有高於此山者也其聳峯鬱起在天際

臨瞰海中観其霊基所盤連亘數千里間行旅
之人経歴数日乃過其下去之顧猶在山下蓋
神仙之所遊萃也　てる日のかけもかくろひてら
天原　ふるきヿラムシタメニ才十西ニ天ノハラフミノシハ山トモヨメリ
月のひかりもみえす　史記大宛列傳賛曰崑崙ニてる
隱モカクロヒ　隱ハ影ニカクリテカケリ
二千五百餘里日月所相避隱為光明也　屈原九
章曰○司馬相如子虚賦曰○班孟堅西都賦曰
○謝玄暉敬亭山詩○白雲もいゆきはゝかり
天下ノ人貴人ノ詠ニイツルスハヤリト云加知ニヒロコルスハアルト云モ其心ニ通フ
いにしへのことはゝなからはゆくてをほうりそゆ
きらぬかりしてあハ日本紀に此時をかすてと
きしくてらあれ。語告ハことつてまとあれとも字
あまれてらつけとも山よしかたりつけいひつきゆ
かんて将來もいか山のさハいひつかんと也り

田兒之浦

詠不盡山歌 マシロニソハヤナ十九マシラフノ夢トヨメルマシロトマシラフト同コレヲ白タヘト云ヘノクラ詞ノヤウニ新古今ニナリシスル如何トミユ又トマリケルニテハ能キコヘタルヲツヽト並スモ如何

この歌は作者みて富むしよう作者しまいらせては
わかよはふし波あるへまよおもひわするまやこれさまても
よかかひていふかしくきこゆたかき人のよあらまへ
あし

あまりにかなひのくる

婀娜抄よ仙覚抄にはふ雨しふりしとい上河かた甲斐
の書次よまゐせられ書ハ甘雨しふれりとい上ことろめり
ここに時こともかは古人の説と異にしてえわか和へしゐ
案ける雨ましハ之より書次よく時きしきれしって洗垢
等の書くな雨しよ胸なり孫にいよへいふ色ハ合へきて
きれ波いつ下一し葉ハ諸家の名方も書あすの気と化をし
かんへらまえへしくつらもうつことまて波へくすきれハ
ふ雨よまの書次といふへしふさうまよ見えよせていま次に
あらひきしこゝろの貝いつともかす雨しおとうしとすれとも
うらよ波かけかのとは木大る防人か許まて斤えたうはう

洲ハ波ヰノヨセテ洲トナセルモノナレハカクツヽケタリ

よの浮へよ波ふハおつまの人なれしうらたれてとよとこゝるまりて

うらえなるといへり堀河抄に風土記（仙覚抄）に云山は富士河なりとし
あきはめてくたりて度しよりて駿河（私云スルド心）の山とかくとらし
征れし其河のあらして清見か所をとりみんとて京此
国の古を傳そへと昔は大きなる山のにしの山とおもふ山
のうと東海道の歌にもしき横走（ヨコハシリ）の関として傳は此
山の山のうまくとりの実の名なり歌にされし路多くさ
駿船採のものゆくしけりしひりをと浅まつへの外のいとまへ
給て今のうふ浮か原といふへくなれも有あれよりしけれは
けるとこしよ井よせゆをりかしてなり今の道は出来よりと
いはへて傳のけりとこし己上此山の古説の中より記の
清見よりかとりみんとてといつかは所を傳遠へし後の古との
傳は古寛へ上て所れとも云てはなれてす　延喜式第

二十八云駿河国駅馬横走二十疋傳馬横走駅五疋和
名集云駿河郡横走与古波之里
八雲御抄云横走関 清少納言草紙又在之 天暦御記後同也 まてに延喜延
其の説まて歌ること横走にまされるとも今の浮嶋か原にけり
延は延喜よりけはのあるうるへし　浅月明抄の船採のし
のといはせつらむして浮嶋か原と見あたより井よせつる
よりおちゆる駿河といふし此所をいはきとよまね所よの
する手よりは往来のりのものをく浮嶋か原より見ゆ歌つるも
（古事紀曰）そこにはせしとよれめ、こちこち（アチコチノ心）の関は、ところこちの山なり
このひまかりなり、三中従さかひはしへして事にしの
ましまかりとすし、東しよ山中あり、山てしあるは出てる
あり　言雲もいゆさとしりとこの東への方下の秋道説

高きとよめり 韓翃宿石邑山中詩云浮雲不共此山齊
花をもをしものはなし
説文曰岱山高峻鳥飛不越惟有一缺門雁往来向此
缺中過人號曰雁門 遊仙窟云人跡罕及鳥路絶通
王維詩云鳥道一千里猿声十二時天陰注曰南中八志
曰鳥道四百里以其険絶獣猶無蹊特上有飛鳥之道
耳
りゆか火の峯としてきやしふかゆゑと火をとてけしは
三代実録云
神異経云南方有火山長四十里廣四五里生不燼之木
又曰
昼夜火燃得烈風不猛暴雨不滅 言不得名不知これ
といひおてけくもとふつせすとよあらはれやまりうるへし
このんはさ何なりけんすよ聞とはずとくしはあやしよ

とはなのことけりといふなるもあるくをす何となつくへよなら
とも云ぬと称火の同事也八用山也と称なるへけれとも
すぎもしへしといひはしめてよそも此ゆゑしあやしくは
いかん神をも崇んまくる山とはしるていへり 紀云有神名
浅間大神 延喜式神名帳云駿河国富士郡浅間神社
名大神 此浅間をも神をすれはこちら山の指異すてへおくしまます
則かへし 孔雀経に弘法の大山の名と説て此名をとえて
唱かりのし刹益わしんと説るかくつかをとりてもさよへしもの
うしとなけておもそもの山のつてのかに浅て 仙覚抄 にかよう此山
のいねぬの角よりふかに海なりとくてうつの山かたりとよハ
山とおもりて八の海あらとまうんぬすの海とよしかれ八の海の
こと一あらりといへり 今要ね此称によいへるは世よ富士蓮円とも常

のぼりはまろかにかぎりなく梢深きにまよひぬと出と治と

王代実録曰
いつかれ蓮肉といつかし芙蓉とそらゆかに行てくつにてまゐ
山のつかふ海そといつかし鳴沢のこえか加つさすかに行て（木栖并刻雨水云々此刻ノ字セノ海云）
いつかの海といふ一つ河かれぬる海とはいへとも人と難き
は沢とといふへしんけふよめる年に海とかけすもと
済ふも池のひろく深さといつか流して知へし記云
此山高極雲表不知幾丈頂上有平地廣一許里⊙其
十四東寺に行ぬくさむのとをりにふかくさかのさ
う絲のるすけんのことよあるふきなり此池のこころを見
てかよく行おりやとのほりけりといふ人へよまつよ行へ
なし又ハ池の中水こゆる有りてこそすさのこといふり
せのにくと山なしの神のかとしまくふハん行ましん花と

ちそせらむしる石花といふ貝わるかせといへとかりてかろり
本草云
和名集云兼名苑注云石花（花或作華）二三月皆紫舒花附
石而生故以名之（和名）かしりと人の流ふもその山のふ
青木氏曰富士ノ麓西北ニアタリテシヤジ勢モト本スナト云所アリソコニセノ海アリト云々
れあかりける記云有大泉出自腹下遂成大河其流寒
暑水旱無有盈縮不帖よふしれ河のよまとむへくも
おもほしすなひしおん人の覧しみとしれし所帖氷菓よ
おりんとはこひまれとみし川のつるよと両すハ新しき
又しと此二首よまをなむへそれとほしすとといひつるよ
すまんつといひてむすぬるよなとふかハあやひに有しけ
にうひハ両首を此山よりよこりくるゆゑよまむして
まさかるよませうり今もあつまなかよ人の涙よ大河わ
迷と大へきかわたりし代と此河のをこ夜をとかく

みまそこし侍る、鳥さへそのまゝにかへりなまつまるえとぞと
いつみかつしそのすゑれハ、云兼して月侍りたり、才十はよ
かしこもふ大なる鳥ともえん、おそきさかなことなり
イミス神カモ、宝トモ、五岳ノ例ニテ山ヲ神トイヘリ、釈名云一
みつくそつるよ鳥めか御名よやうらの和一し
山ハ産ナレハ、宝トモイヘルコトワリナリ
やまきれ出のしつえこそ（文選東京賦云、太室作鎮、
和銅元一
注ニ云、太室ハ嵩高別名、言ハ以嵩高之嶽ヲ為国ノ
之鎮ト、呉都賦ニ曰、指衡嶽ヲ以鎮野ヲ

このまよふうらとく鳥ハ、これ月のもりつきゆれハその
駿河国の風土記ニ云ハ、山ふつりてある鳥れ有十
日にきこえて子の時かりかはハ之降かりけれは夜
まかんそうら、たりよそろ雪ニ残こされたる行しかとし
このさくハふりつづきしを、いかんとそその秋ふりけ
つもといふ形え 一 記云、宿雪冬不消の望
ろりのにきこえまさゆるそいふも、の夜もそまてば消る
そくしゃして
かはりあれハふりれこゆまれ消る日もさゆるひもあれ山の
さとも 山海経云、由首山小咸山空山皆冬夏有
雪、漢書西域傳云、天山冬夏有雪
なみひくとのを
ヌナヒクハヨコニ引
たちハ乃ほりて山さしこれひくとよあるにおもれし
菜を摘て菜よ作り

伊豫温泉 今ノドウコノ湯ヲ云ヘシ則湯郡ニアリ

仙覚抄校本
伊予国風土記云、湯郡、天皇等於湯幸行降坐五度
也、以大帯日子天皇（景行天皇）与大后八坂入姫
命二軀為一度也 仲哀天皇以大帯中日子天皇与

あまそこう何か、鳥とそのまこうかんなるつもえとぞと
いふがつこものすふれは富士をして日何かけり、木ナほよ
かゝとてふ大をそ富とよめり、おそきこさかよことあら
イヽス神ヤモ宝トモ五岳ノ例ニテ山ヲ神トイヘリ、釈名云ー
えつくそつれよ富ぬか御名よやくらの和へし
山ハ産ナレハ宝ドモイヘルコトワリナリ
やまやれ出のしつえらて　文選東京賦云太室作
和銅元ー
鎮、註ニ云太室ハ嵩高別名、言ハ以ニ嵩高之嶽ヲ為ニ国ノ
之鎮ト、呉都賦ニ曰、指ニ衡嶽ヲ以鎮ニ野ヲ
うのふよふらをく富ハこれ月のゆらきゆれハその
駿河国の風土記よいは山をつゝらてある富れ有十

くすいはかなしとなり、須濃院、ばかりんをゆさ
きこゝよひて
かようあれハふれこゆまれ清のはもさゆるひむろれ山の
さしたし　山海経云由首山小咸山空山皆冬夏有
雪、漢書西域伝云天山冬夏有雪
なるひくとのを
ヌナヒクハヨコニ引ク
たちハのぼりて山のこれひくとよあるにおほし
菜を摘て菜よ作り

伊豫温泉　今ノドウコノ湯ヲ云ヘシ則湯郡ニアリ

仙覚抄校本
伊予国風土記云、湯郡、天皇等於湯幸行降坐五度
也、景行天皇以大帯日子天皇与大后八坂入姫
命二躯為一度也　仲哀天皇以大帯中日子天皇与

太后息長足姫命二軀爲一度也以上玄聖法皇

子爲一度及侍高麗慧慈僧葛城王等也立湯岡

側碑文其碑文處謂伊社邇波之岡也立記人等者

碑文欲見而伊社那比來因謂伊社尓波本也云々

以岡本天皇并皇后二軀爲一度于時於大殿戸

有椹云臣木於其木上集鵤云比米鳥天皇爲此鳥繋

穂等養賜也以後岡本天皇近江大津宮御宇

天皇浄御原宮御宇天皇三軀爲一度此謂幸

行五度也 延喜式神名帳云伊予國温泉郡伊佐

尓波神社湯神社

正あるきの神乃こころの

（ミロレマスクニノハタテニトヨムヘシ）

まにまに神とはうしはくしまりとしすめる國の

かみよゝりしとほくまてあれともこゝろしめす

國々にいてゆハあまたあれともなかにも湯山のみ

ふしきなるためしなりけり和名集云伊予國郡名湯泉（ニミ井）

湯山いまハこれをハ何とかいふ惣ていよハ伊予國の惣称

まて四國これ湯山をいへり 日本紀云

廼生大日本豊秋津洲次生伊予二名洲 舊事

紀云伊予二名洲此洲者身一而面四毎面有名伊

予國謂愛比賣云々きいのりハわけすてきと

湯あミしての湯山のみなもと伊予を定まし（度ニ）ゆゑ

左波ハ多ノアレ也ユハシモノシモハ助字也湯ハ也

極此疑マシキトヨミテ義ハ不叶 疑意トカキテカト集中ニヨメリ

かくいふなる上疑の字をかりとしてすハ此のハより

ひろくはてるものかたりし又は古葉よけ疑の字をかりし

射狭庭 風土記ニ云イサナヒ来ノ義也 神名帳

神功紀

いさなかにも疑乃緯にかれて義ハ[illegible]

まく物しかるなり、櫻巖上若能獨物則固
如來といへり、これらもその一すぢなるへし、頌思
辞思爲師、これをおもふこともおもひよせしと
もいへしらふおもひいふあるひはあやまれるをと
きは風土記にいふ那賀郡の湯の碑を立てて
ますとて文作れ樣をあらはしたまへることおもひ
ソノ外ノ帝王タチノ人ミウタモアルヘシ
とい頌をもよみ出たまひたんなれといておもひ
いはいへり、この湯のうへのことをこれそ、またはこの
湯なり、こゝにしも和名抄云纂要云木枝相交
下陰曰樾音越和名古無良 和名こむらとあるもこのひつきなり
オニトコノ和ノイヤツギ
オトモト通
松にはかこの木なり、和名抄云樅音七容反和名松葉柏身
名毛美
これを舒明天皇の御湯立てたまへりしとある

時風土記にいへるかことくなるを、これ本とせていへるなるへし
の歌はまたしらかしのあめにいふほとをつけてやしな
をせたまひしもことに時の木なりき一書に單王乃
云これは此の湯の中にひたるよし山に生ひし椹の類聚か
椹なといふ一書云是時大殿戸有二樹木此之二樹
斑鳩比米二鳥大集時勅多掛稲穂而養之
乃作あることゝいつらはれたらをおもひことを
あひも岡本天皇の御時のことも中のとも此の木を時え
なかうこの思なりまそてことはなれてとはなれは文
おもしるをと調をとへてみまひいふるもあれそこ
才一ノ注ノコトシ
といふも云われても有るらん時の島れこ意もかゝりす
とは著れいへるかしあれことをあるそいへり神さひ

昔ノ臣ノ木ヲナトハソノミヽフリテアルニ
ゆん、あそびし所とは、かくらしあそびけれと、ゆふ
イソノ上フルノ神スギ、神ビテモト云ニ同
まうらむてうくかうしくしくはの代たちかよきこて
つらんとおもり
にきろつよ　モヽシキノ大宮人　雄略紀ニ
此つきてにみてこり、乗誤作乗ニ
年ノシラナクハ、実ニ不知ニアラス、年代遠キヿヲ云ヘリ
登神岳　神名帳平群郡｜　カミナミノミムロヽタツタ川ニヨミ合スヘカラス　コヽニハアラス、
みむろ山の一名なり、其つきてに住せり、又其名の初
雷岳山の下にも
とくみ木
フルキミヤコハ　奥ニ注ス
其つきてに住す、河とをしろし、すすヽもこの国
あらしをしろしとおほまおろをいふ、神代紀
下云　集大小之魚、山しるしのほし、見容之とかさ
アツメ　トヲシロキ　イヲ
一容ハ白ナルヲカホニ用

山四ノ四ハ助字ヽ山ヲミ川トヲシロシトカケテ見ルヘシ、此山ハ神名帳ノ飛鳥山口ノ神社乎
たまへ聞く歌よりて、こまかくほりつらも、都よりみた
河津、
つらこれて夕まりまかくつらはさらにくこれたろて
萬集ニ春秋トモニヨメリ　才十才十七
とよ、ほりのしなうるかといふんあれり、都をろま
みをりて霧も夕霧まいりもく蛙もとりにあけれ
子ノミシナカエ、イニシヘトヨムヘシ
ころこしに様のとしいろうる歟にもよ絡をより、家と
條と後篇てより、赤人まあすすハ、かやうによそかてうろ
見えし、むりしおりへとしてハ、赤人へんなり、此京まつろ
つゝけて最不怪家本、浄御原、藤原京、これは
ここもろ山あすか川のあとまは、かとしまでさとて
しあれりに、今ありゆとしてもなきてまるゆゑなよ
みえしへ、そこみるかな
サラスハ立サラスヽ
川よしはりすす

孤悲、恋慕ノ意ニアラス、古里ヲ是テ古ヘヲコフル心
郷ヲ云霧[illegible]
こふるかも おもひはるけて [illegible]

過、音ハル、ハ過ル心ノ内ニ思ヒノアルヲ音ニタトフ、ソノ音ノハレヌ也
[illegible]

門部王

元明紀云和銅三年春正月壬子朔戊午授无位門部王葛木王従四位上神社忌寸河内並従五位下
六年正月授无位門部王従四位下　元正紀云養老元年正月従四位上、[illegible]二年秋七月始置按察使令伊勢國守従四位上門部王管伊賀志摩二國云々　聖武紀云神亀元年二月正五位上、五年五月従四位
天平三年従四位上、九年十二月壬戌右京大夫従四位上門部従四位下大原真人門部従四位上、天平十七年四月戊子朔庚戌大蔵卿従四位上大原真人門部卒
聖武紀、従四位[illegible]

[illegible]

見漁父燭光、和名云、漁父一日漁翁 和名云以佐利美
たけるひのほにそ出ぬる
タケル火ハ漁火也 火をともし いさりするあまの たけるひのほにそ出ぬる [illegible]
大ノホトウケタル八炎也 火ヲホトモ云彦火火出見尊
[illegible]
大和ヲ思フ心フカクアラハ心穂ノコトシト也 保ニアト云時ハ火ヲ穂ニ用、声ハチガヘド心ハ一ツ也

或娘子等賜
王之曰、見顔ヲコフハ穢生ヲ子カフ也

賜乃字贈の字にあやまれるにや呪取八十誦律
云佛言〇
いつれこのおほよりゆかすて放しもとれりそれ以りけむ
これもうへにこれもうなりまん及りねとぞ我らい
りんゞなんぞといふべうこときこえこり
莊子曰莊周家貧故往貸粟於監河侯〻〻〻
曰諾家將得邑金將貸子三百金可乎莊周
忿然作色曰周此來有中道而呼在周顧車轍
中有鮒魚焉周問之曰鮒魚來子何為在邪對
曰家東海之波臣也君豈之有斗升之水而活我哉
周曰諾我且南遊呉楚王激西江之水而迎子可乎
鮒魚忿然作色曰吾失我常与我無所處吾得斗升
之水然何耳君乃言之曾不如早索我於我模魚之肆
これらそしりまれけかと見えたり
續日本紀十九孝謙紀に　天平勝寶六年二月
丙戌勅大宰府去天平七年故大貳從四位下
小野朝臣老遣高橋連牛養於南嶋樹牌而
其牌經年今既朽壞宜依舊修樹毎牌顯
著嶋名并泊船處有水處及去就國行程遙
見嶋名令漂著之船知所歸向〇
防人司祐大伴四繩歌
大伴のとよむ孫乃字おもふらなるへし家持乃
うたとまをいふらしてつまにおほえまれふは大伴家
持このうちもすそ八皆姓親をいてかぞへら又此大伴
をとりもとのこうまし八淳和天皇の御諱大伴まて

鮒魚忿然作色曰吾失我常與我無所處吾得斗升之水然活耳君乃言之曾不如早索我於枯魚之肆。

周昨来有中道而呼者周顧視車轍中有鮒魚焉周問之曰鮒魚来子何為者耶對曰我東海之波臣也君豈有斗升之水而活我哉周曰諾我且南遊呉越之王激西江之水而迎子可乎

太宰少貳小野老朝臣

職員令云大貳一人掌同帥 少貳二人掌同大貳

元正紀云養老三年正月授正六位下小野朝臣老從五位下 四年十月右少弁 聖武紀云天平元年三月從五位上 三年正月正五位上 六年

此時介ノ歟

正月從四位下 九年六月甲辰朔甲寅太宰大貳從四位下小野朝臣老卒 天平勝寶六年二月丙戌勅太宰府去天平七年故大貳從四位下小野朝臣老遣高橋連牛養於南嶋樹牌而其牌經年今既朽壊宜依舊修樹毎牌顯著嶋名并泊船處有水處及去就國行程遥見嶋名令漂著之船知所歸向○

防人司祐大伴四綱歌

京師

大伴の下は苗孫の字おちてかなふへし 然稱乃家持ともうちつゝけておほとも（の）ハ大伴家稱このうへもつゝきて八皆姓氏をもてかくり又此大伴をおほとものみともしハ淳和天皇之御諱大伴なれて

一 かくしまにゆゑよそれはくかりたてまつりてや
にまてもこれにはさうしたりのにけつりみんてう
まうともて　えうさるへきよしたまゆ

續日本紀云延暦四年五月乙未朔丁酉詔曰〇又臣子之礼必避君諱比者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不忍聽自今以後宜並改姓白髪部為真髪部山部為山

為山これ光仁天皇と白壁皇子と申しけるを白髪部といふ
桓武天皇を山部と申しけるを山部といひけるを犯れは
赤人の氏をも山の赤人とよひつるを今はすてゝ沼まてと
はいかてはゝかるへきといひてよろしくはゝかる所
諱世にはゝかるとてけふかしこきをもとの名にてよむ
しかのはゝかりをも思ひて白髪部を清宰て申すの
清ましまさてかくしのうつくしくうた八御名
のほかをもつくらまてうち白髪部とあらためて

職員令云太宰府防人正一人掌防人名帳戎具教閲及食料田事佑一人掌同正

将變八方 變ハ反ノ字ヲ後ニ書セル乎又通用乎　欽化内附せ
老後ニ仰ニナリタルヲ我サカリトヨメリ
かへりみやりとしてしほとくは危殆のみまていはれん
アブナキトヨムホトノ
ミスカトヨムヘシ老後ノコトナレハ哀情オモフヘシ
とかくやりてふへかり
まことのへ常にあるへき常にあれとも
乃こつねあれりしと思ふへんや

頭宗紀云
あさちはらをさのなかくさはに
いつちらしのかぎられさかなえとてさかりぬれは
さかくるのつぎありこちまてよきをていはぬ故

岩山ニ入テ天皇ノ白壁皇子ト申シシ故白ノ字ヲ避ケ給ヘリ

續日本紀云延暦四年五月乙未朔丁酉詔曰〇臣

子之礼必避君諱比者先帝御名及朕之諱公私触犯

猶不忍聞自今以後宜並改避於是改姓白髪部為真髪部山部為山

京師所念 ミヤコハナラニ繁栄ノ事モ多ケレド人都ヲ思フトニギニハ大伴マツリサス

京師とつけてやなれし都ゆかりともゆかしとよ

しし

花ちれる花おもひまさるらむ

花ちれるつけてなれし都をおもひ出給ふらむや

さかのさかりにさきてうつろふを云ひおもひやる

大伴のと指ぬらし

帥大伴卿

旅人なり　帥ハ令職員令云大宰府常統諸國主

神一人掌諸祭祠事帥一人掌祠社戸口簿帳

字養百姓勧課農桑糺察所部貢挙孝義

田宅良賤訴訟租調倉廩徭役郵駅伝烽

候城牧過所公私馬牛闌遺雑物及寺僧尼名

籍蕃客帰化　謂遠方之人欽化内帰也　饗讌事

将變八方　変ハ反ノ字ニテ後ニ変セル乎文通用乎

老後ニ仰ニナリタルヲ我サカリトヨメリ　アブナキト云ホドノ

わがさかりとも（まあ）しほどく、危殆のみまていつわん

ともやふかんかり　ミヌカトヨムヘシ老後ノコトナレハ哀情オモフヘシ

またてるへし常におもはゝ常にあれとも

乃こうつねあれりしと祝ふんや

あさちふとさまよかくさまに

いさらゐの水さえれさるなひとくをねはつ

頭宗紀云──

さくとの代おりふこてろをてもきていつ故

[illegible]

[illegible]

竭山ニ之キテ[illegible]

酒不ㇾ忍癈自令以後宜並改[illegible]

千乃禮必遊[illegible]

續日本紀云天平勝寶四年五月乙未朔丁酉詔曰〇又曰

京師所念

ミヤコハナラヘ繁栄ノ事ドモ多ケレド一入都ヲ思フトナギニハ大伴マシサス

京師とつけてはやこなられし都あともやおとよ

しく

若菜つみ花さきみちて

若菜つみにつけてなれ都をおもひ出給ふや

大伴ひとを指すなるべし

帥大伴卿

旅人なり　帥ハ令職員令云大宰府帥一人常掌祠社戸籍帳[illegible]國主

字養百姓勧課農桑糺察所部貢挙孝義

[illegible]

[illegible]

家令下も常にありわれ

貧一時も刀自がうちにはおもしろからずなるべし

きたの小川ハさ[illegible]の時よみけれ

上ニモ象川ヲヨメリソノ時ヲ思ヒ出ルナルヘシモノゴト面白トキハ必命オシミル、モノ、

常にありわれハ常にありぬれも

乃うつゝなれしと[illegible]や

あさち[illegible]とき[illegible]かくさまに

顕宗紀云――

[illegible]のもとのちり[illegible]

さゆく[illegible]の[illegible]故

又御製云
今はあはちの嶋あはてこそはわすれつゝ今案曲曲
近アスカニヽス時ノ名ニシカレハアサチハラハ亦ノ名ノヤウニモキコユ若大伴マノ家ノアタリナドニヤ
二とかいつちとへとはまかくさ方とはいつてもかりけん
あれをはつきくとおもへはやはたらはつ方
ひつのかのら第十八よ朝ひらき入にくなるか
あれおとのつらくくよはすへしおのほの第十九よ
おく山のやいまの流ときつゝをこのよふみてくる

曲
毎書云
さねかすしるのとも疑曲のこころをつくしておひそせといふこころなり日本紀第二十三云
詳云同
仍曲峯山背大兄語ふておさらいふといひていつ
ツバラくニ物念ハ子細ニモノヲオモフ也無術モノヲ思フ也
てつらくくは流くれいちくとつくしもあゑなるゝ
はなりてかの紀をもちとはいはんてつくれぬ

トサニヤウサニト云テハ不叶トサニヤウサニハアナタコナタ也
いくたびのこころにおもひしはいふかひなきはをうけて川
つらくくし
わすれ草わかひもにつくかく山の
毛詩云焉得諼草言樹之背毛萇詩傳云萱草令人忘憂名医別録云萱草一名忘憂
忘草 袖中抄云
云萱草是今之鹿葱也嵇叔夜養生論云合歡蠲忿萱草忘憂愚智所共知也第四よ
ふるきさとをわすれむためにひもにつけられたるにこそ
ことまてありけり第十二よ
わすれ草よきことつくりてわすれはかりのひいれ
不忘為ハヒモニツケ忘ルヽ事不忘手シ試ル也
なしとおもふなし大伴氏先祖道臣命橿原
宮のあたりに宅地を給はれりしほとに御伴して

紀字闕なるへし

いつゆきて久しきことを[illegible]あれやと

行ノ字日本紀ニ多ヒトヨメリ又シカレハ我カヘリクルニテハ久シクハアラジノ心也

こゝゆきて久しいつ旅といひて師まてあらん

和歌の後いそちゆかれたるは[illegible]昔の物に変

りおもひなといふなりすこしのゆかりにいへるを[illegible]

すと[illegible]今案ちゝ大和にある所の名ときこへたり

才七は芳野に[illegible]あり中にもゆかれたるに有

りけるつねに[illegible]ありしときこえたりゆかれ

ることを名つけしか[illegible]その[illegible]有り[illegible]

[illegible]ぬまにうつしみそらしりのといふ[illegible]

こゝかしこ[illegible]のと川とゆきて[illegible]

の[illegible]川の[illegible]曲[illegible]ゆく[illegible]とうつけたる

有ノ下也ハ等ノ字脱乎

ろまへし今やむしゆりてこゝにゆく[illegible]なけれとまち

つくしやへてせをわたる[illegible]

あれとうり

其国曰大国これ[illegible]

らしといふなり筑前筑後をつくしといひ肥前

肥後をひのくにといひ豊前豊後をとよのくに

といふことも[illegible]あれと薩摩日向大隅を

かけて九ケ国をかけて筑紫[illegible]筑

紫といふなり神代紀云廼生大日本豊秋津

洲次生伊予二名洲次生筑紫洲旧事紀

云筑紫洲身一而面四毎面有名筑紫国謂白

日別豊国謂豊日別肥国謂建日向日

豊久士比泥別続日本紀には筑紫を竺志

[illegible]

しらぬひのつくしのわたはみにつけていまたはきねとあたゝかにみゆ

不知火シ白縫トモ云ル八見欲之ヲ見容之トカケルニ同
馬ノツメツクシトモ我心ツクシトモ才五才廿等ニツゝケタリ

白縫ともかきしにや不知火乃つくしといへるは
日本紀第七景行紀云十八年春三月巡筑紫國
夏五月壬辰朔従葦北發船到火國於是日没也
夜冥不知著岸遥視火光天皇勅挾抄者曰直
指火處因指火往之即得著岸天皇問其火
光處曰何謂邑也國人對曰是八代縣豊村亦尋
其火是誰人之火也然不得主茲知非人火故名
其國曰火國これによりてしらぬひの
つくしといふなり筑前筑後をつくしといひ肥前
肥後をひのくにといひ又九州をすへてつくしといふ
いにしへはひとつにてありしを薩摩日向大隅を
わけて九ケ國を總て筑紫ともいひて筑
紫ともいふなり神代紀云遍生大日本豊秋津
洲次生伊予二名洲次生筑紫洲舊事紀
云筑紫洲身一而面四毎面有名筑紫國謂白
日別豊國謂豊日別肥國謂建日向日別日向國
謂豊久士比泥別續日本紀ニハ筑紫を並志

さもかなりつらしといふにもあらへ日本紀纂疏云地之
形似木兎、和名曰都久、俗猬耳附之爲也、爾雅云
木兎似鴟而小兎毛角ト此木兎に似たるによりて
ほうしとなつくるうしは物のかくれてたてるをいへり
蹴る秋は隠れとなる例をあけてはてさらしけり
さしたまつる死、又肥前紀後ハとしと火のくによふ
る然火災那とよまんはよからんかれとも古き字ならぬ
をかりて肥と那とりしとりのうとふ風ある書を弟歟
はらといふことは、からりて肥前肥後とかきしは和漢言
訓ゆしくさまりれりつらのとをは、續日本紀第二十九
神護慶雲二年
云、神護景雲三年三月乙未、始テ毎年運ニ太宰府ノ綿
二十萬屯ヲ、輸ニ京庫ニ 可為大字 史記蘇秦傳曰白璧百雙錦繍千純注ニ純匹端ト
和名抄曰
云ゝ索隠曰ゝゝ純音淳、高誘注ニ戦國策ニ音屯ゝハ束也云ゝ
日本紀 四屯 和名ニ乃施 唐書順宗本紀ニ曰百姓百歳已上賜米
三代格曰
五石絹二疋
綿一屯羊酒 延喜式第五十雜式云、凡ソ太宰ノ貢綿穀船者
類聚国史曰
擇ニ買勝載二百五十石以上三百石以下ニ不著梔進上
使即令習用梔其用度ハ充ニ正税ヲ　江次第十一十二
月補次侍従ノ次第ニ云、上古以下預ニ節會ニ爲ル中大望上多依
給祿綿也、件ノ綿本ト太宰府所進也、而ルニ近代卅大
弐申色代三百両代ニ絹一疋、仍テ無下望テ預ニ節會ニ人上
下の句はきこえたるまゝしまそれはく
あらはれなるは何ゆゑに従へきことまりなれとも
まつらたかりねへきこゝろはやよ
子うくらん 世ニ名ト酒ツホニナリタキトイヘル名ト紀貫之評セリ、追テ可考
旅人ト一所ニ太宰府ニアリテノ作ナルヘシ　妻子ヲ兼テ一タヒトイヘルハ夜更ルマテノ酒宴ナルヘシ
見れをゐらひてみらん那り、母もれとの字の上に纸
篤へらり

かのいはくにかりといふもこのかきしらしけり[illegible]

左中弁三百石分ヲ謂ヘ分ニ給ス典薬頭ニ經會ニ注大
給ス源中将ハ本大宰府ノ所領ニ白分ニ分ニ[illegible]
月ニ補次ニ給ス[illegible]上百[illegible]
位[illegible]會習田[illegible]其田[illegible]五[illegible]
擇買勝[illegible]三百五十[illegible]以上三百[illegible]以下
[illegible]五十[illegible]大宰[illegible]

諸[illegible]文日

三代[illegible]日

和名[illegible]日

止[illegible]
日[illegible]本[illegible]百[illegible]上
[illegible]音[illegible]東
二十[illegible]京[illegible]大宰[illegible]白
[illegible]京[illegible]三年三月[illegible]本[illegible]大宰府

をおほしつゝおもひをそて錦乃底をとおもひつゝ
源氏末摘花の末にも松の雪のこゝろよけしをすて

ふりつめりとかゝる綫錦帳よ今案松の雪
ハ白き錦をもしきたりけるやうなれはおもふ
けれはといふにや今おもふに此歌そかな
らむをなとこしるしてさりけんこの歌ハ上て
せまりよてそ緒ともめてにしつのうちおもて
うけあらしといふよ人をへて並戀ある人今まて
並戀のおもしいれは情懐の人また情懐乃お
あしけれはよろしはうちたくきこときりなれとい
ましたなりぬへきことうや
子ふくらん
此ふく酒ツホニナリタキトイヘルふト紀貫之評セリ追テ可考
旅人ト一所ニ大宰府ニアリテリ作ナルヘシ　妻子ヲ兼テニ名トイヘルハ夜更ルニテノ酒宴ナルヘシ
まれを緒をむしてあらん形りの母もれそとの字よ上総
菊ふり

太宰帥大伴卿讃酒歌十三首

此は酒をこのまれたるにて、此十三首その意をもて
知べし。文才にも丹生あまたきれいたらこれらの
帥なりける時か、なりたまふ京よりしたしき人の
なくなりたまひてすべなかりけるきびしさの酒やもて、すべなき念をなぐさめん
今一つその方後られたるに、歌のそれをかくされたるなるべし
みてふられざれども、世の人とよろこばれたるなるべし
しかあれども人といふ飲み喜上戸にてお
ほきは今もさるあらんさるやまひして
まうでさんもんなるべし。嘔吐に座をけがされぬ
やあまぬきすゑそんとたとへれて酒のつ
なりされたるかくれたる上戸とみてこそもく

酒を用るに得ありて失あり。けれどその失をいふて
仏法の中にハ一向にこれを制して、乃至草葉の纔
りてもほどこす事をゆるさず。性戒・遮戒を
いへる時、飲酒ハこれ遮戒なれども、五戒の優婆
塞、飲酒を誡めしゆゑにこそ、他の四戒一時に違
犯せりかくいふゆゑに、梵網経云、若仏子故飲酒
○これ醒垢罪といふ。是醅酒の事、標の対をなせり
醅酒ハ十ばかりの首を流したる其文にいはく、若仏子
自醅（カモ）酒教（シム）人醅酒○要略念誦経云、不離放酒
此薬色諸酒とハ穀酒の下に葉酒・菓酒等の
おほくの人を薫酔させしむるなり。あるゆへに、若
人の萠芽を損ずるものハ、彼等にも此色の草木

をとりすまれにとへうらり乃ミむる度縁まハこらす矣
残る事らり外典よりハ書胤征云義和廢厥職酒荒
于厥邑胤后兼王命徂征伊訓制官刑儆
于有位曰敢有恒舞于宮酣歌于室時謂巫
風微子曰父師若曰王子天毒降災荒殷方興沈
酗于酒周書泰誓曰今商王受○沈湎冒色敢
行暴虐酒誥曰天降威我民用大乱喪德亦
罔非酒惟行越小大邦用喪亦罔非酒惟辜
文王誥教小子○庶群自酒腥聞在上故天降喪
于殷 礼樂記云賓主百拜○論語子罕曰子曰
○郷黨云惟酒無量不及乱 戦國策曰儀狄
作酒○その得ハ礼射義曰酒者所以養老也

所以養病也 前漢書食貨志云夫塩食肴之
将酒百薬之長也 いにしへハ薬種用ゐられける酒
をもてしるしゆゑなり醫乃字酉に從ふハこの宗
廟社稷をまつり侍るにも是を用ひ給ひ大小の神
祇にたてまつるにも神酒をたてまつりれとも人のためには
ハ共おほやけの御饗郷飲酒の禮などにもちゐまうけて
その志をひさしうさせ給んとなり世にうたふはこのひとこ
ともこれをたつとむあざけれどもその氣かくて得
乃ことあらんやうにハ用ひてこそハあるへし 但七賢の
曠達の士たりて風俗ぞ乃そこなひをしらずにあるまじ
日にほく詩人文人この酒をのミハまれなりし 劉伯倫ハ酒
徳頌を作り白居易ハ酒功讃を作りて李

太白ヵ獨酌詩云天若○りはくハ豪邁不羈
のひとにしてうらやましきとすれとも此詩も文字よりなれ
まつりたるをハふるくハこれらの文人懐風藻にのせ
たる藤原麻呂卿らの詩序にもその文にかなふ
らんばそのかみハ於酒をとりあはせたる事らし
の集ニハ酒宴のむしろにおいてあらはしたるのと
そとすれどもハあはれ酒和にあらてはまけれか
また大庭宮国に傳命にあらてはいかなるを
このみち路逢麹車口流涎といへるハ杜子美か
詩あまてをきこえけるなり此詩はもろこしの白
きりしよせらるかいとに風流なりけりとは此国にも
なかさけといふかてきつらめ性情まさにて

なくむつかしかるべきれんなるさけをたふとふといふゆ
ゑなり延喜式をみるに二月釈奠の日ハ祭りにも
あつかれて三牲をそかへるに鯉鮒のたぐひをもちゐて
これを大国にたがひて四足をいまざるゆゑ也大
嘗会のまつりにおいても僧尼のこと行ハ情を奪て公
に従ふ寺院に出入をいましめられしといふことあり仏
制の五戒にハ常に殺しかたきわざ人倫を
そこなふ詩をよまげにはる時の教にかなひて
されバ僧尼の出入をゆるさずといふとも
あるべからずしかれども酒ハそのあはれさけにハつまいて儀
好法師もこころをつれつれ草にもおかしくかき
見えたりさりとてもあるハこのまれんをのこハ

玉のさかつきはそこなきやうにおぼえすべきと、いふめる不
まへるものゝ味はへんなりしとやらん酒を以
にをいてきよしくするこそのゝげに例られたるさまの
はかられといひあるべしは酒をこのむひとゝしる
ゐるべくいひ魏紹熊の文百世に名ある文のこる
ろ続引なかし、具書人房かける御とをもかきまもたて
もおもてかくうとましとおもふ物をこそとたすけ
たりたきこれらをこころとりて中にこれをいとう用ゐる
んずる風流ある人はいつしのまゝにすゝむ物かしといふや
さしくおりおし宮女の作り置れしおもてたる
ある雪にあそしつけてこれかれの上戸をたのしむ
なる時俗衡顔居ひとりこもれさりなんといふ

人はよろこひてあるはあらそひて
志あるしれ者は物をおもひて
さるしれ者はさまたくろうと我おもひてもかひなき
をいふことくなん千金をもなしかるこゝろけれおもひ
ともつひは一銭の用もなきかことし　物をおもふすん
ひはこの身をすてゝものをおもふしとなしといふ
なりにこれら酒ゆゑ淵明が詩にいへる濁酒聊

晋叔夜一

自適（ノムベカルラントヨムヘシ）

酒の名をひじりとおもひ

聖賢（聖之曰）

賢師とかやはおほくしたしとうけしとこそきこゆれし

（オヒシトハ酒ノ自名ノルヘト不可用）

魏徐邈字ハ景山為尚書郎時禁酒而邈私飲

酒酔渉事問曹事邈曰中聖人達白大祖怒

鮮于輔進曰酔客謂酒清者為聖人濁者為賢
人邈偶酔言耳　おほきひしりとハすめるをいひ
ちしめてひしつもとめつけしをの孫さもり
いにしへのなゝのかしこき

堀川百首云
人等もハ人とも（用）とらもよへしし人ともとたハひとし
かとれりんなれあやまれりかなりよへし　七賢ハ嵆康
阮籍　山濤　劉伶　阮咸　向秀　王戎
かしこきとの
貴物とかたり宗社てしたゝみて許との別有
ゑひなきすゝし
酒以成礼よおほし　かゝり光よゑひなき此のついて
まさのみねをもこそ何まてとのこまへん　ゆき

おさしこゝろとくなれしまたは六条宗家もゑひゑ
きけやうちしほれたまふ
中くよ人とおもすハ
人ニサヘザミニテハナラレヌヽ
中くよ人とそもんめくさとの人もつはすらくよ
んれらハ鴨ハにゑらてよもひへし祢つひかれてを也
壺　壺ニツクルヘシ
嵩ハ壺あるよおもす　唯ゑんといみてまさとハよかけ
ろ別り

痛醜
古語拾遺云事之表切皆称阿那　神武紀云
大醜手　大醜此云鞅奈踰你句　にうしらハ俗よこさうし　かしこたて
てとゆふほどのことなれハ　此集并十二字情出情

曲礼云傑
進もかまされてまてとなゝとの様出てるめのれ

さもいふことなり、猩々ハ熟の字にあやまれる也
熟見をおもむくハ通じたる音にあやまれるなるべし（まめハすこし体の時熱田津とこそこしむとも）
今案酒のまぬ人をさうくるしん猿のやうにもいんとも
いし古跡のんハ賢人とてをするとて猩々の
き酒をのまれしてのむ人をにくくきこゆふそれ乃
人ハあしく人ハ猿の人に似てくまあらぬがこたり
きらふとしといふんたうされともさるようも似るを
てもまをハすらしおもつるなり、又ハきへる人をに
なむしきへるかたちのおもしろの猿のたちばきし奴
ひとむこころゆへれどもあれこそてしふ一句
をおもひとちらうの形つよ猩々のまねしてさらし
らんのとものをいへるもれたりれぬたなり、今案
乃んハゆしらとてもそて酒をのまぬ人をそつらく
よく見んハおもふも猿の人に似て人あらぬをさする
にこそうしけに似んと形りさうしこと賢人に似
たまひハ猿に似たるとふるや、涅槃経に天竺国の人
ハ蛇ハ熟に似てゆゑたよくこそするハ言見る
ゑゝに今ハず、猿猩ハけがらしまてくいず、猿ハ人
にゆゑりゆゑよくハてしこそこのゑハ本亊
ニ但猩酔中類自謂酔者ともいふなあり
あるもひとゑもいひてもも
法苑珠林云猩々如有人、主就友家飲酒、而以無價寶珠繫
衣裏友事去、而醉臥不覚、無價寶珠
去大般若経四百二十九云猩々如無價寶珠具

無量義經妙威德經所生まことは殊珠人及非
人之所能害　續博物志云魏田父耕於野而得玉
不識也鄰人陰欲得之紿曰此怪石也田父以玉
石寳其光滿室果以爲怪棄之於野鄰人從而盜
之以獻魏王玉工望而拜曰此世之寳なり
夜光玉といふなり

史記云隨公祝之陽因之斉道上見一蛇將死遂以水
洒摩傅之神藥而去忽一夜中庭皎然有光意謂有賊
遂案劍視之迺見一蛇銜珠在地而往故知前蛇之
來報也以珠光能照夜故曰夜光李斯上書云必秦
國所生然後可則夜光之璧不飾朝廷係とのこてん
韓退之
とやふよ　魏武帝樂府歌行曰慨當以慷憂思難
忘何以解憂惟有杜康 注謂杜康古之造酒者 陶潛責子
詩云天運苟如此且進盃中物

冷者

すゝかにとおもふそのこゝろゆへにしおかしふかくおもし
オカシヤハオモシロキ
つよく崔魯詩云獨立空山冷笑春これハ俗にいふ
又冷手 冷ナレハオモシロキトカオカシキトカヨムヘシ
ひとりさかんなりよりしハ冷眼といふ冷の字も俗
ふうみやかまもしにと思ひふよりハ酒のことなる
かよはかりしまたりかしといふよしくさまはなる
かなとなりしよはあらし猿に化のまゝりの淨瑠璃をよ
わらんよりハ見にしるよもにまよりことぬ下とく
是好々らゝハおもしく源にゆかいかとけふんなるへし
日本紀ニ吹威とらいよてかおもしにとゝあるハれいし
ことはよ何よそうかし候おしよめり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

崔曙詩云 [illegible] 空山令人春 [illegible]

[illegible]

令

詩云 天運苟如此 且進盃中物

宋何以解憂 唯有杜康 古人謂酒為杯中物

[illegible] 魏武帝楽府歌行曰 當以 [illegible]

国 [illegible] 後可則 [illegible]

これよりたのしきをゐ [illegible]

列子曰 且趣當生 奚遑死後 これ莊老の心

にもふ又酒をこのまれたるハ天性一癖ありけるを

ども万 [illegible] これりけるや下に [illegible] の女坂

土佐守女 [illegible] 新羅 [illegible] 理郭 [illegible]

の [illegible] 大新羅国記曰 理郭也 [illegible] 感王徳

帰紀聞 [illegible] 時寄住大納言大伴卿家

遅穀紀聞 [illegible]

[illegible] あれども [illegible]

[illegible] の山へよ [illegible]

して [illegible] 俗人 [illegible] の人なるへし

莊子應帝王篇云 泰氏其臥徐徐 其覺于于

成英疏曰 自得之貌 一以己為馬 一以己為牛 郭象注曰 夫如是又奚是人非人之有哉 可謂出於非人之域

いのちつひなりしなら

史記孟嘗君列傳馮驩曰生者必有死物之必

至也　オモニモ、タアラレトヨメリ　コヽモタシリテトヨムヘシ　此所ニモ、タトヨメリ　又モタニ井テトモ

みな居て　ヨムヘシ、ユヱナキガカレコダテヨリニサリタルトナリ

沙弥満誓歌一首

首誤テ作前

こゝにいましらねのにあきらかてと　無常ノ心ヲツクセリ、アトナキゴト万葉ニワタレリ、両合モ亦無跡

[illegible]こきゆくふねのあとのしらなみ

若湯座王　座皆作坐　姓氏録湯坐ヲ誤テユ井トセリ　河内氏ニ又湯坐アリ　共ニヨミヲ誤レリ

古事記　雄略紀　ユヱハ湯坐トヽ云フコト、小児ニ湯ヲアブセルトキノ手侍人ニシ

神代紀下云、火火出見尊取婦人為乳母湯母

母及飯嚼湯坐　疏曰湯坐謂下浴児者　[illegible]

此王家篇ありて[illegible]

おしへまへし[illegible]

又石見国那賀郡ニ都於アレト近江ノ方ナルヘシ

わかこまをとゝらに[illegible]国淡井郷にありし[illegible]

あふ湖風をこれを風とよあはなのもつかや

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]又云○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大和[illegible]

又石見国那賀郡ニ都於アレト近江ノ方ナルヘシ
わかくさをとらに近江国浅井郡よりかくれしや
あふみ湖風をさそふ風とよめるはいさゝめのおもや
浅をのけまへ、もとハいつれともおもひしらるゝ
こよみの
うハのうたに
ゆゑありてよみこしまへをみたまへし
オホイシノスクリノ
生石村主真人
タカキハヨシノ手、名モタカキト云アケタリ行憚ハ上廿七日廿八同景気ハカリ人云ヘシ
日置ヒキヘキトカコムヘシ十八ノ浦松津国ヘ下赤人ノ家内ニ津ノ国ノ六列アリ
火氣催馬楽ニアヘノタヽノホノ気トアリ行スキカ子テト云ヘルト同シ四ヘハ久サレハスヘノ余
ヤノタツケフリタチハノホラテ山ニタナヒクト云ヘルト同シ
孝謙紀云天平勝宝二年正月庚寅朔己巳
正六位上大石村主真人授外従五位下
かくあれともおもひいつれもとられまけりとしるも人
し目録ますられまいとあるハさうし生
石ハ氏村主ハ姓真人ハ名なりすへてをなとん
なそ真人を姓とおもへるまや臣いの字様の人お
やまりてしるへきなりへし
大汝とハ申いこなの
景行紀云
大汝ハ大己貴命にてすくなのみかみのみこと
神名帳云
思しそひもちのちと謂て大汝まをすなり和流ハ此例
文徳実録第二云
わけてかみへよしとされ彦名はこゝ少彦霊名の
是ヲニヨルニシツノイハヤハ紀伊国名草ノ郡ニアル歟
はまそおほなむちとしまして此ほとより伊へまく
ふ神なり 神代紀上云夫大己貴命ト与少彦名命ト戮アハセ
ツクシ ヒトツニシ
力ヲ一心ニ経営天下ヲ 又云○ 志川のいはやいつくともしれ
私云西峯曰播磨国生石大明神アリ俗ニ石ノ宝殿ト云ソコニ窟屋ノ半営ナルアリ是則志津ノ石室ニ
をは二神いかやましりなといふすこもなるすかし
シカレトモ両神久シクスミ玉ヘレハ半営ナルヿイブカシ
風土記なしんにハみてりりますや此おかよの惜通法師の
すれありより

上古麻呂

元正紀云養老元年正月癸酉上村主通改賜姓阿刀連　上ノ下古ノ上ニ村主ノ両字脱乎

ふるきなも
なかれ浦を　ヌサフスハタベコトニ

あはれ海いつれの国ともかくしる所なし従の
ヨリノ心ニジト云ニテハ不叶
字にてまてハゆとよむへしそうひはさおほ
又ハスヂカヒノ心モアリ才ナ四ニツクハ子スソカヒニミツクハスヂカヒソムクノ心ト心ラベシ
てとハいらうしもしまおのゆかあらは何にを
奥島名下ニアラスロ沖ノ島也
けり字のよしもしらぬむへこきめくらなり

次の方よハ猪乃字をかくなり
鳥のうと　猪モメクル也　之ハメツラシキ也　大和ヨリ来リ見ルユヘ也　粟嶋ハ淡路也　才七ニモ
阿倍乃綿
不分明ニナクト云ハトテ上ヨリイヒクタセリ
八百日行浜津の星のいしはしたまへり

塩干るハ玉もかつきなめ

濱つとにこの来よ宿る家つとに山津てあゆまかなる　ツトハ物ヲツヽミテ帰ル也　ミヌサムハ何ヲカヤラムト云ハンカ如シ　才十五　才二十　才八

とめあり

されともなり
タヽニテモ紀ノ國ヘ行クル人ヲ思ヒヤリテヨメルナルベシ

紀伊国牟漏郡あらはまのかけのとはふかく
アサケアサアケノ畧語也　朝タケト對ノ詞ニアラスタケハタ所タ食ニ色ノ心アリ

まつまそほしつきあわさまたのあまひやらて

のきりやとかえなかり

かのりそり

允恭紀云春三月癸卯朔丙午幸于茅渟宮
衣通郎姫奏曰妾常欲近於王宮而晝夜
美波和名云
毛異舍儺等利宇弥能波摩毛能余蒭等
枳等枳弘時天皇謂衣通郎姫曰是歌不可聆他人
皇后聞必大恨故時人号濱藻謂奈能利
今ニ云ホダハラ也

和名鈔云

茅花也（ソモト）つけしこよりハ助語にて若菜によるらし

名ヲツヅルト云ヿ古今ニツクキタルヿナシ名ハノラシコトヨムヘシ上ニナノリツトイヘハ名ハノラシトウケタリ又五ハ互ノ誤ニテ

このわたりに名をぬやうなりされとたゝひとり

ノラシテヨ手 てありひけすおし

又五ツ来トシテモ同 新古今

それならりけりや

重之集云

こさゝのり

鹽津山 アリツトヨムヘシノルナハノラセトヨムヘシ心ハ大方上ニ同

塩津ハ和名集ニ近江浅井郡塩津郷アリ八ケ浦

かまハ越前の敦賀の次なるあしよ角鹿津と河

ろゆゑよおもはしられはなるらん

まれなるものゆへみゆ

第十九

神代紀上云 振 古事記弓弭 私云又ハ弓杖ト云ヘルヿアリ又ハ別ニ栄也

栄也物のら上ハ弓末ノウラハズノ也

こうのみこそうへ[?]ゆみのうらはすも

全ハカニ 子ト二ト通ス

ふみれはにもはなるいはれなんかそ

イツル 和名ニ戈ヲイツルトヨメトコヽハ只射ル矢也

よろしなりうしうし究竟の精兵

ふそ此の世までまでも彼山の木なりとぞ

気はどれにすてをはあつてしまうや今のまゝ

やりにてへかりこうゆまゝたれし振記

又ハジコセトモヨムヘケレト古書皆名ヲトアリシカヨムヘシ

をさつかしおそらくそ句絶としてまうや

しのまろうる[?]たかつくおろしと

第七みをまろうるれつまりくおかりかしも

離騒経云

とらよ第十三をもろしものとて つまつまとよ

旅ニテ古マツ思フ時スルノツニヅク故事有乎可考

めり旅行人をおとまてちつ妻のあれて家

きつかしまたいつりちかれと旅人の

よれをみふりのといふんなりはそ万つくえ

驪乃字なり

角鹿津乘船時

日本紀第六垂仁紀云一云御間城天皇之世額
有角人乗一船泊于越國笥飯浦故号其處
曰角鹿也とあるハ第二十巻にも見えたり
てふ いかにし今敦賀とかきてつるがといふハ
そのよことなまりたるにや

あへきつゝ喘(あへき)あへりむまとりの息もつきあへす
蜀犬吠日 呉牛喘日 喘日セハシク息ツカヒスルヿ
ゆくてこゝをいそへりあはれをさそふゆふひの雨
まろらとハ武士のゆみをいる時に[illegible]
持るかたなり 日本紀よわかひを脚帯とかきて
和名 ―― 手ニユヒツケテ手ノ痛ヲヤワニスルモノ
また小手とかくをつなるやたゆひハつかふかたらず

仁徳紀
ヒトリ井テトヨムヘシ
延喜式云越前國敦賀郡田結神社氣比
はるつとれまうみにしたるまつすこ[illegible]掛そへてしのひつ

けゝつくハ
海神のおりの[illegible]玉[illegible]つゝねそ[illegible]
の名 第七 第十五
ぬきとつゝ[illegible]とひ足よかさ[illegible]
いよ海神よかうねりのたれとも海[illegible]
珠ハ海神ヘカケタスキハ別ニ見ルヘシカケテヨイハムタメ
[illegible]の玉の出来るにうてかくよあるこ
[illegible]海路乃外すれそのうち[illegible]
詞すり玉[illegible]とひつけうるゝけてとい
ふ[illegible]ましまうけんとあめ やまとしまね八[illegible]
別すり
やまとおりひつ
偲をはて集[illegible]とりあれハ思ハ編の人を
おとをうなりん[illegible]これんとりしこハかんこしぬん也
万りち アサリトハ集食求ナトカキテ物ヲ求ルヿナレハ此点不叶
イソハトヨムヘシ第十一ニ征アリミコトノオソロシキ故磯ニツキテ漕ヽイソクノ心モ可有

ありけらしわかひらあふり
二チトヨメルニ同マデトヨメルニ同両方一ツヽアリテアハセテ二ツナラズソレシキマカデモアルシシヽスキト云
ともふのみかもしれたけをい大主
オミノオノコヽニケノミ〳〵トヨムヘシ前ノ歌ヲウケテイカニモト諾メヨメリ
此物部をいふものゝふともいふなりと
ますら武勇れりのゝあふれたちゆまし物部といふ家
姓あり鏡速日の命よ高まそ石井朴井あかくつ
エノ井
用モノヽベノオムトツヽツ故ニ
ますらをい今あふ上たまへのうたをわすれていへのつとよ
むへきかりや
金村ノ歌中トニ云ニ集ノ字脱乎集中ト云ヘト別人ノ歌モアリ集中ト云ヘハ其人ノ歌ノヤウニ勘撰ニモノセラルレト心得アルヘキ了
とかくりの秋
枚挙(タメナ)
垂仁紀
このまよあらためてよみらりたるへりわという
ひとつつくらへみりたるとみある每あり
狸ふとありてひくきましとそみよすくりあ
ヌレヒツトヨムヘシ
かりおまりてしをはおあなあらまれ朋友
私云クモル夜ハヌエナトモ云ケキモノナレハ〳〵カテリトヨムヘキ乎
かよのいりこんといふともつねへし
サホ川ノチトリ八首ヨリ名物ノヤウニイヘルニコソ
さあさうれあさ此海よあられいろ川ちあれたち
ちりのれくをときこえようてをりへおもとうう

皇即位殿設御座於大極殿同三日庚
座飾物坂内蔵寮官時出用向二宗升八幡左右天
西各御西向座東 右云其蕃客朝参今時亦同ニ云日高御
立高 王主太旗 旗見鏡二十面 堂上一十二基
極殿高御座 王盖 面 前 頂三大鏡 一面
年三正月前一日宮入奉三本上帥鏡上等 大
幅六 着有 殿領 庭中立 同十在内匠寮云 毋 五
帳一条 大極殿高御座 中一條 奉 一 丈
校 表 主 帳三條 上殿下 両面二條 下殿布
頂 鏡三本 末面 王幡八 竜王 曹 甲 十六 條 節 十 十二

あらたらたらあり
ニ手ト云テ、マテトヨメルニ同。両方一ツヽアリテアハセテ二ツナラ云ソレシ我マカチモアルヲシ、スキト云
とのふみのとこれたけをハ大王
此物部をハとのふみとものゝとも[illegible]と
オミノオノコ、ニケノミニトヨムヘシ。前ノ歌シラケテイカニモト読メヨメリ
もゝ武勇れりのゝ物れなりやまゝ物部といふ名
姓あり、饒速日の命ハ高まて石井朴井ゑるらく
エノ井
田モノヽベノオムトツシ故ニ
まてら今ハ上大夫のなをわすれてことのへとよ
む（きうりや）
金村ノ歌中ト云ニ集ノ字脱乎。集中ト云ヘト別人ノ歌モアリ。集中ト云ヘハ其人ノ歌ノヤウニ勅撰ニモノセラルレト心得アルヘキ（キ）
[illegible]
ヌフコヤナヨムヘシ
[illegible]
[illegible]ハ五十ナチテハ
[illegible]
セテリナヨムヘチ云一
[illegible]

飫海 京ノ下目六ニ師ノ字アリ。コヽニ脱セル乎。飫時作飫、飫ハ玉篇淡ニ通スレハ用タルニ、シカレ共四ニ門部王ノ歌ニ飫字能海トアレハコヽモ飫ノ下ニ宇ヲ脱セル乎。此王イヨノ声ナレト、
和名集云、出雲国意宇オウ郡 府 さはいかちと
出雲守ニ任メ殿国ニテソノ名ヲカヨミタマヘル人。新千載ニモ新古今ニモオクノウミト成シタマヘルハ誤

みやこそハなこそれ[illegible]あつれなまなれいろ川なちち
サホ川ノチトリハ昔ヨリ名物ノヤウニイヘルニコソ
[illegible]

皇御在所設御座於大極殿同三日儀
座飾物設於内蔵寮書司出用同三日十八日[illegible]
西[illegible]各西間[illegible]又云其蕃客朝参各皆赤同云日高御
座[illegible]東[illegible]
蓋上[illegible]大鳳[illegible]鳳像九[illegible]鏡二十五面[illegible]一十二基
[illegible]高御座[illegible]
年云天皇前一日官入率木工寮工雑工等[illegible]大
[illegible]有[illegible]殿[illegible]中[illegible]同十丈内[illegible]云[illegible]
[illegible]一[illegible]大極殿高御座[illegible]一[illegible]
[illegible]
須[illegible]木[illegible]面[illegible]八[illegible]十二

飫海　京ノ下目六ニ飫ノ字アリ、コヽニ脱セル乎、飫時作飫、飫ハ玉篇　淤ニ通スレハ用タル乎、シカレトモ四ニ門部王ノ歌ニ飫宇能海トアレハマヽモ飫ノ下宇ヲ脱セル乎、此王イヨノ声ナレト

和名抄云、出雲国意宇郡　府　おうのうみちと

出雲守ニ任メ彼国ニテソノ名所ヲヨミタヘルヲ新千載ニモ新古今ニモオクノウミト成シタヘルハ誤

またあかねられたおり比海まなられいろ川なかにち

サホ川ノチトリハ昔ヨリ名物ノヤウニイヘルニコソ

ちりのもくをききつけておもひ出とあり

春日　添上郡春日　加須加

継体紀云

春日は日のかすかにして

春の日のかすかにいまに開化紀春日、云ニ箇酒、春日此

姓氏録云

糟垣　元ハ糟垣ナルヲ後ニ春日トセリ

かくて住まれぬれとも春日とかすてかすか

とよむゆゑをつらりけす文字揃りて文選よれ

いひもねらればたんあへし歌なれあすられとし

するくらかかさのことはすまのうき御座のしま蓋とも

けらされなまかささといいんとすこちのとはいて

うるこてうへ御即位の河毎年正月元日とまうさ客朝参

のけふれなま大極殿よ錦とりとかかり　延喜式第十

五内蔵寮式云、元正影前装飾大極殿、鳳形九隻、

順鏡二十五面、玉幡八流、玉冒甲十六条、郭子十二

枚、韓紅花綾、表浅紫綾、表上敷両面二条、下敷布

帳一条、（表白綾裏、緋綾裏）帳二条、（黄表帛裏）

（尺六寸、幅）（已上高御座料）大極殿高御座帖一条（長一丈五）

若有破損、随即申省、同十七内匠寮式云、凡毎

年元正前一日、官人率木工長上雑工等、装飾大

極殿高御座、蓋作八角、角別上立小鳳像、下懸以玉幡、毎面懸鏡三面、当頂著大鏡一面、

蓋上立大鳳像、惣鳳像九隻、鏡二十五面、幔台一十二基、

（立高御座東西各四間）　又云、其蕃客朝参之時亦同、元日高御

座飾物、収内蔵寮、当時出用、同三十八掃部式云、天

皇即位、設御座於大極殿、同元日儀

ありしらへらかれり　二手ト云テ、テトヨメルニ同、両方一ツヽアリテアハセテ二ツナリト云ソレシキモカチモアルヘシ、スキト云
とめふのるにもれたけをハ大王
此物部をハとものへともゆめりと　オミノオノコ、ミケノミニクトヨムヘシ、前ノ名シウケテイカニモト諾メヨメリ
もゝの武蔵れりのぞ惣名なり中に物部といふ名
姓あり、鏡速日の命れ裔まてる石井　エノ井　朴井なるか　田モノヽベノオムトツツ故こ

皇即位設御座於大極殿同座之日像
座飾物以内蔵寮所出用同三十八端左右天
立高御座東西各四間
蓋上立大鳳像九鏡二十五面
極殿高御座蓋作八角角別上立小鳳像下懸以玉幡
年元正前一日宮内省率木工寮上鋪大
嘗殿所設積信申省同十丈内匠寮云々毎
八六
帳一條上高　大極殿高御座二一條
長一丈五
敷二條　表
須鏡二十五面　玉幡八流　十二
又内蔵寮左右天皇前大極殿前　廣
立日像　春日
皇即位　巳年前

のいとねのつもの言大神春日山
言るとろれやとれのそし
乃中ゆ社あのかしこきし、ひたゆ山御ひらとて
筋よ上すハ、鍋とにしまられよう又以ト同し
ハみれハ、かはとうの方細くしハ太くらうへハ
いき形のゑ縁いかとりしらす、八咫の井杯よりもかは

なるは夕日山などよりかさなりて梅といひては
あさひのたゞすむひとをといへらされたれどもわかくし
て朝貌と書れ時をといへり源氏物語にも
これをもれなるを雛定家れ定家の不知とかくといふ
捫(オスニ)たり(ツ)くらへて見なれはあやまりてかくたふとき
せてもんへてはいふ花のはかなくなるとんはそそとな
んこの集にも
貌かたよき歌くはまる牛まてあるは宴
何とも人すれく
しかなる花の万葉にしたなく書れ荘乃葉根の
しけまとひりきなるかと
赤帖ま人人やまるかくあるにて

夕されて時々はわくてみつらはなれぬはみては
にほひてれなるを源氏物語とはかなるを
かほなるれ数よもきつしにのよ家とえけはなるも
色てみりし給はなしこれは薫大将の意宮
のあはれ見しにけまひてなう月のまよ宮達
おもしてれ家なそはまれなるそれにしあるてもお
のまねたへなれてはつのまめるんとはするへとそうる
のあうゆにいろるゆくのくれはらのやりしする
才八家持セ家ノ友家ニ名香ノ時アの容花トモ家ニテ家ノ山ニモ野ニモ折ユキテアソヒテユケト花聟ニ
ニホヒテア　一鳥ヲ指テ云ヘカラス
レハ云々セ家ニハナノミトアレハ百花ナルヘシ又家ニソレヲ容花トヨメレハ凡ウツクシキ花トスヘタリ貌なるモ皆貌花ト同
名をとりなるをにあらしもれはへりつゝ
中まつもいつりめとなるみまるくはことなるいつ
朝貌ハト云ヘルモ転ニウツクシク咲花ナレハナルヘシカレハ皆貌ノ字ノ転トスヘシ
秋よこなれいひすれぬへいふと秋くあるへあれ
はなるまれいやしきりのくはるらしれよるあるら

名をとむる人はまれにしもひてそれはやがて方
ことれ名のやうにはすら侍らゆゑに今の池の名乃、
昔にかんるれいゆしきらおほく侍るを、ある人大和
乃国へ方らうてさてもとの池に蓴菜やあるべき
せよと所の土民にとひ侍しかはさらに侍るも
なきよし池はまそしらくゐすとものかはりも
思へえさそてはおほく侍ら所へまへて八こひゆくさき
わ所んかとそておほくとおぼえてえさせつゝしり
はねるへ称ねあへとこそ申けれ神来れ附子を
こう突指子にもあれあるをありひて突指をと
いふとて称さひやしやりにとへいひあるれ
人あれるよるに川これはかれける人て浅ましきなり

侍りけるに重井數（シバナキトヨムヘシ）すれは方なくしはらくとい
ふ方てはなきと思ひふてやがてそれはたとへてを（居ニ心ナシ只言ノ）
乃わうとまれて居も侍さ有りといささかとて
ふるんのとやせんくやきんとおもひおもひてあるこ
こひよるかれくしはれくこてくおもひもおもひそれ（カタ鳥ハ郭公鶯ナトニモヨメリガタナキニナク）
人をたのまてことはれてれの序なれ称すらの詩
まそいくく真而比すらともいふへてや立て居て
鄭明紀云立思矣居思矣未得其理この方ん
おもひらけるへあらでよみれらきみくたゝうて
なれんすにの称やの紀に入ぬへき後着替て
しても特にたゞ物を感しておもはれるれんとつま
称ようなれ人に

さるらんこかさの山よ

此高御座（タカミクラ）は天子の御座なり やめはつゝむことゝは

帰るもむかしときけは又帰つくるよせて恋する人も

人をしのひかねて これはなをやめても隠すも

てうの歌をとられたるにしよふなるや 第十一丁よ

まんつきるこかさの山よかるるをれとそはつゝ傷に

ひなとするらも 同しやうれ紙なり 哭の字も

とりめらは喪に哭きもらゆゑんすや

笠の山 アメフラハキムト ヒトニテキセソトヨムヘシ サストテキハ笠（オホカサ）ヲキルトテ云ハ大小ニ通メ云

八雲御抄ニ入りこの山かさの山とも 城上郡

これもこかさ山なりへし 三笠ともいふとも笠なる

下心有テヨメル歌人ニナキセソト云ハ女ヲ笠ニタトヘテ我妻ニセントソヘタル歌サアラハ譬喩ノ内ヘ入テ恋ノ歌ナルヘシ ゴーニ入事不審 或ハヤサノ山ヲヨメル歌ナルヘシ

御へ一本ともまあらむいかにもかさの山歌り

さの山ともいはれし このうちは恋の部にとまたとへ

てよまれたるは桐壺の巻は彼わかくしてかある

よひつらうておくらん 思をかけて おきあんへる

かくるよも帷らまるしの源にいはるとて

うちまさもかく

一首 [illegible] 又 [illegible] 更八更

私云鶯ノ集所ヲ得タルヲヨメル歌 鶯飛戻天魚躍於淵ト云

生 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

笠

山 八雲御抄ニ入之 さの山かさの山とも 城上郡

これもこかさ山なりへし三笠ともいふも笠なる

下心有テヨメル歌人ニナキセソトテ云ハ女ヲ笠ニタトヘテ我妻ニセントソヘタル歌サアラハ譬喩ノ内ヘ入テ云ノ事ナルヘシコヽニ入事不審只ハヤサノ山ヲヨメル歌ナルヘシ

山をもやしもまたともいふへくもかさと続り

さの山ともいふへしこのうたは恋の部にもまたとらへ

てよみけるか相坂すくるにはわすれさりあり

まひつちてくちにし田をかりてあきさりけるに

のちのまも昨日今日のしらへしらすといふを

むすめのうたもこのうたもそれ秋すてかさの

山をこよみけんよめる

けのころ

秋つなの袖かる人もと

ナツミ 懐風藻云 私云鴨ノ其所ヲ得タルコヲヨメル歌 鳶飛戻天魚躍淵ノ意ニヤ

あきつむし蜻蛉なり其羽のうすくはかなき妹か袖とよせて

いふなりけり仁徳紀に蜻蛉之婉清前よ衣虫のたむしの

衣とよませたまへり然れはまた蟋蟀之羽衣裳楚

こ采たる秋は衣をほへか衣は示したまふと

秋つむしのやよて秋はあきといつ秋の人なれは

正しく秋の衣をかけたりおもふ衣といふなれは女の衣よは

られけむと黄花をれんやうなるこころは枝律のあと

うつろふは秋はねたうつそおまとつりはかなく

こよひうきしひてんはおもひけりあまうつしけはかなしさとは

君の中をおもひいつりいものかはのむさと奥(オフ)といひて

うらさとおもひといふ世界に河辺し宮あたりのあかれ

宮となりてなきんかあるは秘花の妓女あつひくちあけると

出してまかりむかそてしかとかなく御なくさましと此妹

か袖とあわれしむきてしを御涙をそへしなり 逕ハ迺

とわやまわり

ゑるくれこかさの山よ
此きく鳴ハむ云れ日吻鳴ありやめハつるとハ

〔其所ヲ高ク云ルハ……意ニテ〕
まつ山のこすゑのしらくも
このまよ まつ山をとききるときれいそらしろくゆき 〔名ハ不ニアラス 卅十五〕
もよわり雨気のやまもと八瀬くとしてんき
そればこそゆふを晴るる日山ハまとくもハ作くて
うつりし月のかけ錦やうり那ろハうちにおち 〔山青ク雲蓋白〕
ねかをすれそれかをそこの錦ましらうとのあり
衣ゆ 翁ちけるえへこうしとしこみまなみ久
またねてき紙らうこすへてら錦をけりませ錦よと 〔二トナト通ス月ニノ心コモレリ〕

いはんかたなし陶弘景か隠居して梁の武帝
海か山中に何の宜かあると尋させたまひけ
客人ツ白雲ニタトヘタリ メヅラシハ若草ハミニメヅラシトモヨメリ
るに山上に白雲おほかれとも君にをくりてまいら
することはかなはすとて勅答を申されき
融故太政大臣藤原冬嗣公閑院（旧宅ノ[illegible]）
故の家乃下に贈の家我おとゝの家や贈太政大臣の
るかゆゑなれはこれを淡海公諱不比等 なつ
かせたまひしを庭乃前の池をうつして よまれけ
るなり河原院まてつゆまれなり[illegible]
さみる[illegible]淡海公乃時
代官位ハこれまての事に紀貫之のりんうへ（?）て附載
られたるやあらんたくひ[illegible]続日本紀

紀を引てこれ[illegible]館延すくなからすしてなまし
し大臣あるとはいはしもさん文武紀云四年六
月甲午勅浄大参刑部親王直廣壹藤原
朝臣不比等○大宝元年八月癸卯遣三品刑
部親王正三位藤原朝臣不比等○元正紀云
養老四年三月甲子有勅特加右大臣正二位
藤原朝臣不比等授刀資人三十人 八月辛巳
朔右大臣正二位藤原朝臣不比等病賜度者
三十人 詔曰右大臣正二位藤原朝臣疹疾漸
留寝膳不安朕見疲労惻隠於懐思可平復計
無所出宜大赦天下以救所患 壬午令都
下四十八寺一日一夜読薬師経 癸未是日

右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、帝深悼惜
焉、爲之廢朝、挙哀内寝、特有優勅、弔賻之礼
異于群臣、大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第
二子也、　十月壬寅、詔遣二大納言正三位長屋王中
納言正四位下大伴宿祢旅人、就右大臣第宣詔
贈太政大臣正一位、　又年二月甲午、詔曰世謂云
○孝謙紀云、天平宝字四年六月乙丑○廢帝
紀云、寶字四年八月甲子、勅曰○懐風藻序
云、於○延喜式諸陵式云、多武岑墓　贈太政大臣正一位淡
海公藤原朝臣在大和國十市郡　とあるは續日本紀に大臣の遺を
えらひまつれるなれは、不比等ハ史の字を名とし給へるを、大
織冠の墓下ハ日本紀にも延喜式にも見えて不

多武岑ハ淡海公墓とのミにて、九墓ハ藤原氏の
始祖を定め給ひしに、この一形の墓を今ハ一向
大織冠の廟所となるやうに心得たる人いひ伝へゆゑ
より大織冠を武内宿祢とにこそ功ありしやう
に續日本紀乃天勅の詞にもみえたれども、それ
神といはれたまひしと、それに墓所をとさりさる
又元亨釋書の定恵和尚の傳に不比等大
織冠薨去の後、入唐のものしみてたかく謬りなる
し、律令ハひとへにこの大臣撰し給へる人とおほす
つり令義解　序にも見えてかくのこと
いかにへ乃ふる記つくりしハ年ふりつれ比の名をかけ（フカミトヨムヘシ）まかせ
ふるき説といひつたへし大臣の朝廷に功ありしの四

き境のうくみをとなりにたりかむさくへらはく
ゆるさへし祀記にも見ゆる紀境を用ゐしとて
川をハ水路よおゐつりしけりとそれをさらにハ
かくうらねと頭廷ゐまゐりとなりけんハ似よ
るへしこゝさにひよりしか　謝靈運か池上
樓云池塘生春草園柳變鳴禽　第二まてに
草庵も木子比覺しきをしたまひし時今人のよめる云ふ
こたひきしあのあしいそをうつられしたると
さりし草生ひならかもと詩賦にも採るハれ
なし盛なり

賢木乃枝　神の命伴氏ノ祖神ノ左注香引し

和名抄云楊氏漢語抄云龍眼木　佐加　○白香つく
岐

白俗ニ白ト麻苧又糸ニテモシテラヤト云ヒ
とはよ此集よちつりけいハ花もかどもあり本作
まそのしろみとほめていふなり幣帛し
いふわすりのとほめていふ河なり　いふいかにもれは
忌瓮とりわりをて區字なり此集にも後までいつうて之
戸ハ瓮ニヤリテ書リ
かけり　神武紀云潛取天香山之埴土以造八十
平瓮躬自齋戒祭諸神遂得安定區宇天皇往
嘗嚴瓮粮出軍西征　崇神紀に十年秋七月
大彦と彦國葺とつかはして山背に向て武埴安彦と
うつしめたまふ時忌瓮をすゑて和珥武鐰坂のうへに
鎮座てけといへり　祈仏と清淨なる器物をもいひ其
料よふかりしに任をとて器物の陶物と詠すといふらし
へといふへし神代にも道行の具ともいふ忌斧忌鍬なと

竹玉外ニ無不見

いつはれなりし両親ともはかなき年の竹の抄にいはれた
竈と親とのやまくつろりのなり　竹玉とたてよ（仏光抄）
ねなされと八竹をつらぬくと切て糸につらぬよて玉にな
りのなり　玉ハしけに明りて世安にする神の家にも今も
有ことなりや鬼ゐよ紙猪なと作るかなの神のことよそでも
し竹玉ハ真珠のつのまもるん智度論第十云真珠ハ
出魚腹中竹中蛇脳中ニ竹の中よりといへるに玉珠
と竹玉ともいふへしされハ玉珠とぬきされて手向は
神もうけつるよへきりのなりそ若菜て皇の御清酒

十六四ミノ十六ナレハ鹿ニカリ用ヒザヲリフセ支干ノ序ニナリシカノオキフシトニ云ヘリ、オリフシハ起伏之

の神の一の海の底なる志つむをとえて玉の御そし
活物よ之りのはほりん泥宮うつしてはすかと

私云鹿ハヒサヲ折テ伏スモノナレハカクノ云ヘリタツヤメノ拝ヲスル体ヲヒサオリフシトニ云ヘリ

てひあかりへしさとやかりかなひとりかとんは蔘と

柳日、けうあノ惣体ヲミルニ葵ニテアルヘカラス賀茂祭ノ外ニ葵ヲ用ル例モ无所見文字ノ
ヲス日ドヨムヘシトオスヒハ女ノ柴束

かつまりてうしらよりくるふ発よ女の愛よませてさとや
おとひわりといへりそおかりくるさとやあのよよ
うそうとならんのよとといふとくは一へしおあひハ今く
かふ翁の条のらまりらゆ菖ハかくつく神とゑなようつるよ
けふ翁へし　かくうひりんうくさへさするしれはと
きんおとをつらしてのんなり　されはよひかん　祈の
字と祈よおやまりておまけんおかりかんとよあなは一言の
元肩と屋あり事れくら夜言よ之掌といつよ申し

又祈南ト南ヲテニハトモスヘキ乎

なむハのむかりりよ紀よも此集を祈の字務の字な
どとのむとよかりをのん字のとしかものと通されへ
のむをなむといへりりよ紀よは叩以とりふてものひと
ましられし羅ると謝とかんとまうるなり　又神武紀よ

常ニ巌龕根ニとゆふは神代のひもろきいはさかや能為(?)
て儀抔よ本章と作まてす飲含と作者とりて合す
君先祖ノ行ツサミテ云 行ノ心ニ叶テ カナハヌカ心ノタケハ祈リ奉ルト云心
其は本章にはえとなきしらまほしとてもれんこても
本紙とは何かはへと祈ていのるきとなしとも
何よのかぎりも何かり作へし君よありしうもとはまの
旅よまさきさ給へし
ゆふくし
本作とおりうねらかんなり
志つかつけゆふとりつけてとつまりしたり句ハ也
言ノ結句ノ心なり
右歌者
姓氏録云ーー

續日本後紀云ーー
延喜式神名帳云ーー
神武紀是時大伴(トモ)氏之遠祖日臣(オミ)命帥(ヒキヰテ)大來(ク)目(メ)督(イクサノ)
將元戎(キミツハモノヲ)蹈(フミ)山啓(ミチヒラキ)行(ユク)云々
旧事紀ニ天孫降臨時三十二神ニトモニシタカヘリ氏神と
いつきハ言皇ニ應ス之又天押日命也又日臣命也いき
さしも云と云ーもーと
神武紀時ニ道臣ノ命ト云 云日臣ノ命ト同人也可尋
家かりて
情進とかまて第十六はてうしらとましなきんけとも
或本 小将第四ニモ此名アリ
侯ハ候ノ誤チ 候ノ字ナラハヤセニモリトヨムヘシ第七ニ
何しらむれとなしへしかしこまりてすれとい
イマセハカヘシ第七第四

みんうきしかうかとゝりかけなはりくくとゝいふあし（ツクシヨリ都ニカヘルヘニ送ルニ早カヘリツカントテ爪ヲモウヤハス舟出メアヤマチスナトゝヘリ）
おそれ石ハ海路かなり木口り
すつ明るいくらまらとこん日ハたむけよ
くさまありそのうち

国人、後嵯峨院ノ九葉郡仁ナレハカヘテヨムヘキ乎
明神のしこなよ山のともふられらかほとし山（ミナ山名所ニアラス）
日本紀すは乃神とさくおほしことなりし
こなよ山しらふとさ山なりともふらとは此山つくの
岩おかしつかれよ木丸よはかてかりのつくるのふとも
ありしうさと男の神といひひなしと女の神とか
つく木丸よとの神もゆきらさく女のうきもちいひかき（旅人）（二並）
いてけるあつくかう君は有けりとありすれくらてさハ（山ノ精ヨヽリ神トモ云テ何方ニテモ大山ニハ祭ルナ）
しらの神いはすし神ひめ神なるへし　延喜式云筑
波山神社二座（一ハ名神大　一ハ小）倚ハ尾傳云晋鄭同倚杜（預）影注ニ
云倚等也音倚とよてわかことしとら是明なそ
わか當といふことかや見景石山やさて足之欲山といふ
とりふことそかるすら南ほしなら山かりけ集よおほ（ミルコトヲホシキ乀）

お酒なり八雲御抄には山のみなもしまつかし撰
なり菓の字と果よ他なりかハ撰出ん此菓よおけりは
の花も朝果とうりし此字就と和訓とおもしろし
まかせは何ともする音とりて特して通せり芭蕉
と古今集物の名よハきをとよし桔梗の物の名なる
お梅をとことはつとよめる所すへしこのほとなれ
しみとしいふやよしへくや冬木明のの下（国史、オ十三アマ、アケ国史ッセントヨメリ、山ニノホリテ国中ッ見ズカスシ）
（冬木ナストヨムヘシ、オ二オ六オ十シカルニ冬木成トヨミテハ必春ノ枕詞ニメ春トウケタリ二句ハ脱手）
まは二句落らんしての疏しけしくはしいつれ
下の宮清すかといふとりしらせも八雲のみりしおてを
をいつるなりとなまつきて字のましよはしは清て
なしくし歌けとなていつとしもまよむなりこうしは（雲ノ抄ニアル心）
おかんかすそしまは才九そよせの山よりとらとうし

くとあるもつ様うしくといふかあれせこと常よ
雪のかりしくみすとてとふかやり今こうをうこ二ちと
おされそて（弐ハ春サクレト白雪ハ）春はくさしとも本こし雪のといふへしこ
すそかなはやしそて恋しし此二句今なうしいひくす
えましても入雨へハやしそて恋しくいひてといふ
んるなれともなりけ山らちうそと此集よ此すとい同
今の世よつかうよハうひてくぬうつふやかれとく
くちへてうるをすますそも尚の字よりりすれ
そうなとそというあんおりもりいのてそれさくむとを
いかならえてそれらうこめもすとといいつてしまと
すへすとこうしてお所しやましいて清しているさ
まならちとさへかつきなりしくるとかり清の字とけと

よむも要は切のこゝろなり 法華経をはへてこそ
とうじごとし 言と和訓とをまじへたれども人すへおぼしく
なり お二の二字を不審あり 般若経にお（ほ）への並の
あやまりぬべし 万葉集にしといふ文字なるを二つを
二三とかけりのは 字のこゝろまでそれが為とぞかきたれ
並二と四明の為にとかくものとはしるまでかゝること
法のすがたなるべし 曹娥が碑の裏に黄絹幼婦
外孫齏臼の八字をとえ書たる事これもの証なれば
知らるべし

四十耳見作
ませよこれりとよむといへるをねど此の字を葉
をはいはつとのしるしてあるをとあり不けしまでの

えつとよむ万葉集のかなりよそふのことゝいへねども 勅撰万葉同
其の例なり

韓藍種生之
これをからあゐうゑおほしとよめるは誤なりと見ゆる
うゑおほしとよむべしともあるハ鶏冠花なるべし 今ノ葉鶏頭ノ一名ヤ 此
本よりのひをはなひてしるにまぎれそのかのゆゑあるか
花の色によりてその色によりて鶏冠草といひて其のおこり
に侍りていはく 蔵玉集云 鴨頭草又作鶏冠草
云々 依此義者可和歌月草也しかれば此
の初くわ題をとりくらべりゆゑにけいとうとこゝろ
得そめしのあるとを訓されしもとし入れ蔵玉集に
一説にありてはきなれども又はのちの蔵玉集

さうてほしく人へかゝれ顕昭古今注に和漢いつれ
とも此代いつのほとよりしらすやひかりかはさりし
ぬるきやうしあゐの花の名まて出しやりといふてまた鶏頭花
の犬よりもあらはれまてかくはしく候ん草まて
もとめ出ていふかしとは何しれとあゐよりも何
とよはすしれひつよみ巻十七に載させは後より
きんとわのすきうしあゐの花と詠つゝけり巻十
まこうかの目の人目くあきいこその和れしあゐの花
のかよ出よりくいつれまあけ人くます中山の鶏冠草
花ときりても鶏頭花なんとはこへり鶏頭花と
こよいろくあはれなもかりしれともあふひもの鶏冠のあり
しられは鶏頭となつて後ハ例ていつか今来花とよ

てまつりといふ花も鶏頭の一種とみへたり是もう
やうかりかる色なり 和名集云辨色立成云紅藍
久礼乃阿井 呉藍 同上 本朝式云紅花 俗用之 これなるといふて
くれのあゐとのうとうすてなかしてよ人（んく呉藍
なりあゐとよくいさしうりあゐに似て呉國より
出来たれと赤色ハとかれと使ひるもあり此
ものみなねましして三韓のうちよりつたへこされし
モノハコリテ後又成就スルモノナレハ一説ニテモノナラストモコリズミ又ナサントタトヘテヨメルチ
しあゐといふなへし山赤人の歌しゝするとも何
つくてあるれ忘ふしと下の辞て詠み入へしあゐ
のへとのしるしん第八も秋の歌に入へくや

仙柘枝歌三首

柘枝し仙女のなかりしとはすへし

あられふりきしみかたけをさかしみと草とりかねて妹か手をとる

あられふりきしみかたけとつゝけたるハあられふる音のかし

ましといふにかゝれりきしまとかしまとかよへり

かくれ第七第二十にあられふりかしましをとつゝけたり 二首トモニアラレフリトアレバコヽモアラレフリト可改第十七第廿第十一第三第七

かしましといへるをつけたりかのしまと作れるハ

日本紀の横道明り此歌のかへにあてられたるし

きしみかたけ紀歌の出かるれど其わけにおほつかなし

（仙覚抄）肥前国風土記云杵島郡○和名集云杵島郡杵嶋

本文 同郡島見 志萬 募

といふもありしかとさて杵島といふ

いふかしき事とならむ一条兼良卿も

須の郡に木郡ありてこれを紀文よりおもへは

りかとよ僵樹のたかさ九百七十丈ありといへる

吉志美 此うたまゝニアリテハ吉野之又風土記ノ説ナラバ肥前之此うたノ柘枝ノ歌トセルハ集ノ誤ナリ

かるハ此木いふまでもなくれたる吉野の暉にあらては

柘枝山とてしなとすれくらしかゝりたる池

の集お皇子（ハヤフサワケノ）雌（メトリ）ノ皇女と金杵山とこし給ふその

高嶺 草トルカナヤ 風土記ノ説ノコトキトリカ子テト云ヘハキコエヨシ

かうよしそのくれし山ハさかしけとへてゆかい

和訓 竹亦同モ乎

かくて気にとらすも文選班孟堅幽通賦曰○（又見モキコエヨシ）

曽子建七啓云○孫綽天台山賦曰

太一首或云吉野人味稲

此歌をよめるにつきてのゆゑよし味稲といふ者

ありて柘枝といふ仙女にあひてそれ柘枝仙女傳

をかけりのちにとくと見えてたしかに此傳の絶てせ

にいひつたふるもあらねとそのもと一つの

浪よひへるりてとしいつさまみをも仙境のやうにひ
て取主張へ居いつくハあれと万つ葉時にのを
まはりハ見れ奇り今懐風藻をとられたるに
かゝ人ゟ得としもあと本寧大弐正二位下紀朝
臣男人七言遊吉野川　万丈崇巌削成秀　千
懐風藻云
尋素濤逆折流○此伴に美稲とあるハ味稲と
おなしく柘のさいへるハ柘枝仙女媛ゟとる也漆海
云ふ所に漆姫とあるハ七姫にて也對句に嬡の
字ハ上乃字あつらる所にし　漆姫ハ七姫
なるハ升士の作れる九國乃仙女にあへる
たゞひとすら人一味稲ハ懐風藻に美稲とあれ
糈米　久万之称　和名
うきまとはれとりうさましはれとりふりもへし

桑柘トツクハ桑ノ類ニヤ
歌ぞ紀に十握乃稲種とありしはしらすしねと
本草ニ云
よめり柘枝ハ和名集云毛詩注云桑柘　音射　漢語抄云豆美
所
續日本后紀云
蠶所食也此柘桑に似て枝に刺ありといへり
居ル漢人ナルガ川上ヨリ柘ノ枝ナガレ来ルニヘトリ上レバカホヨキレ女ニナリタルヲ家ニツレ来テカタラヘルト見ユ
紀弁ゟミヨレハ美稲ハ吉野川ニ梁ヲツクリテ
ウミシ子ツ可用
下のとにつゝのさえてとのたまはゝつゝのえと
よんまた枝をとるもとあり　仁徳紀云淳江
幸○懐風藻　大伴王○
此よむりしを覚ひすりて柘人の清かし
此れよつられさんこの
仙女乃名残つゝのまよいひるせり　やれらつとし
梁作
つゝとなり　日本後紀三　神武紀云　更少進亦○
やまへつゝりまそひりその仙女まつらんとも懐風
漆かゝる同従足　詠よ在昔釣魚子　きあるにあそ
今モツミノ枝ナセレ来レハヤナラウチサシテトリテミム仙女ニナレルコトアリヌヘシトミ
これハ美稲ハやまとにうゐてひとさし
トラスハ柘ノ枝
年

ものと見えたり漁郎か桃源口いりけるも

ましらけめ

私云彼是川合オモフニムカシ美稲ナクハ今モ柘枝ノ流レ来テ仙女トナルコトノアルヘキニ美稲カツミノ枝ヲトリ上テヨリ柘ノ枝ノナカレ来ルコトモナシト云ヘルニヤ

いまはやむかしの人の

彼味稲か仙女にあへりしやうをとらへてよみしなる

いふにあらねとも紛しなし

（海若ハ海童ノ）海賊ニヨセ添トモイヘリ

わたつみハ海神紀にもの

木玄虚海賦云惟神是宅亦祇是廬何奇不

有何怪不儲

此間コノマトヨムヘキニヤ第七ニ

居まちの月わたしのことハ十八夜を

今トイハムカ如シ

かまちの月といふ十七夜ハ立まち月十九夜ハ寝

玄中紀云

日らけうらハわたしといへるともあり此

伊与尓

伊豫国ハ

ふるめかしき十八日船をとゝむるやうなれと又

字義をとりていふなれハかきもちよりあ

塩時ノ毎日時ハタカヘトタカハスアルシイヘリ不ワトイハン方如シ朝夕ト云ハ前ニ朝ニケニト云ヒ同シコト

らすゆふされになりゆきてしほのさましハしれ

をほそしめこれハ文をとゝのへてことはへし

かれす夕まちて船のこゝろハかハる藻屑云

海若云〇郭璞江賦曰〇かさるのまになし

待従尓

（待ホトニノ心）

まつほとにといふ従の字義は集

まかりと思ほえけれ

（渉列）

渉のちくへのあさ船のさしす

渉のうへハあさ船とこれハひきもしつけ

アサシキヲアクルコントヨムヘシアクルバコツ古語ニ

より毛詩云雉之朝雊あさてハあけその解説

私云　敢手

なりゆくハ上ハ海賊とかいへくおほきに

いわしくいひ出てあつりたるもありといふ

尓波　上十六丁

又海を賊してよみけるハ上ハすゑし西覇旅の

けふ龍及地尾ハ悪シキト云ニハアラス未ニテホソタルニ

うらまうてうらともいふへきにや

こゝさとゝなく

物に感じて故にさとる也

ミヌメ前ニ注ス

国立公文書館
National Archives of Japan